

「福祉文化をはぐくむまち当別町」の第2ステージづくり

---

# 第2期当別町地域福祉計画

---

平成24年3月

北海道 当別町

## はじめに

近年、少子高齢化をはじめ、核家族化が進むに伴い高齢者の独居世帯も増加しており、また、地域社会における人間関係の希薄化など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

当別町では、平成19年3月に第1期となる当別町地域福祉計画を策定し、「福祉文化をはぐくむまち当別町」を基本理念として掲げ、福祉施策を進めてまいりました。

平成20年度には地域福祉の拠点づくりの一環として、共生型地域福祉ターミナルや共生型地域オープンサロンを設置し、現在も多くの方々に利用されています。また、新たに企画部に「まちの未来推進室」を設け、未来に向けて住みよいまちを目指し、少子化対策等に取り組んでいるところです。

昨年3月11日に発生した東日本大震災では未曾有の被害がありましたが、被災地では、いざという時には地域住民の助け合いによって、多くの方が救われたとのこと。このことは、地域の「絆」の大切さを教えてくれました。また、最近では、高齢者や障がい者の孤立死など痛ましい事件もあり、要援護者への支援のあり方と地域でのつながりを、再度、見直す必要性が求められています。

この第2期当別町地域福祉計画は、平成24年度から平成28年度までの5か年を計画期間とし、第1期の基本理念を継承しつつ更なる地域福祉の推進を目指していくものです。

地域福祉の課題に対して、社会福祉協議会やNPO等と更なる連携を強め、町民の皆様との協働により様々な取り組みを通して、この町が「福祉のまち」として誇れるように、とり進めてまいります。

最後に、計画の策定にあたりご尽力を賜りました当別町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査、町民セミナー等にご協力、ご参加いただいた町民の皆様及び関係団体の方々に、厚く御礼申し上げます。

平成24年3月

当別町長 泉 亭 俊 考



# 目 次

第1章	地域福祉計画について	1
1.	計画策定の背景と目的	1
2.	計画の位置づけ	4
3.	計画の期間	4
第2章	当別町の現況	5
1.	人口の動き	5
2.	高齢者の状況	6
3.	子どもの状況	8
4.	障がい者の状況	9
5.	要支援者の状況	10
6.	地域の福祉資源の状況	11
第3章	計画の理念と目標	16
1.	基本理念	16
2.	基本目標	17
3.	施策の体系	19
第4章	施策の展開方向	20
1.	共に生きる社会をつくります	20
2.	利用者の視点で福祉サービスのしくみをつくります	23
3.	地域住民が共に支え合うネットワークをつくります	27
4.	協働の力で誰もが主役になる福祉のまちをつくります	29
第5章	計画の推進に向けて	32
1.	重点施策	32
①	老いても障がいがあっても誰もが楽しく暮らせるまちへ	33
②	お互いを支え合う近所づきあいを目指して	35
③	いつでも、どこでも相談できるしくみづくり	36
④	私もあなたも互いに認め合い学び合えるまちへ	38
⑤	災害があっても、いのちが守れる体制づくり	39
⑥	誰もが輝き、いきがいが持てるまちへ	40

2. 町民・福祉事業者・町それぞれの役割 .....	42
3. 地域福祉の進み具合の評価 .....	43
資料編 .....	45
1. 当別町地域福祉計画策定経過	
2. 当別町地域福祉計画策定委員会の設置	
3. 当別町地域福祉計画アンケート調査及びヒアリング調査の実施	
4. 地域福祉町民セミナー等の開催	
5. パブリックコメント（意見公募）の実施	

1. 計画策定の背景と目的

1) 社会保障に関する現状における捉え方

人口減少時代に突入した今日、社会保障制度をめぐっては「負担と給付」のバランスが大きく崩れてきており、さらに「2015年問題」※1をはじめとする今後の少子高齢化の動向を見据えるとき、社会保障制度そのものの持続可能性が危惧されるとともに、国・地方財政を圧迫する状況となっています。

平成22年の厚生労働白書では、これからの社会保障の概念として「参加型社会保障<ポジティブ・ウェルフェア>」を打ち出しています。これは、これまでの社会保障（「消費型・保護型」）が保護すべきニーズを満たすことに主眼が置かれていたのに対し、本人の能力を最大限に引き出し、労働市場、地域社会や家庭への参加を促すことを目的としたものです。

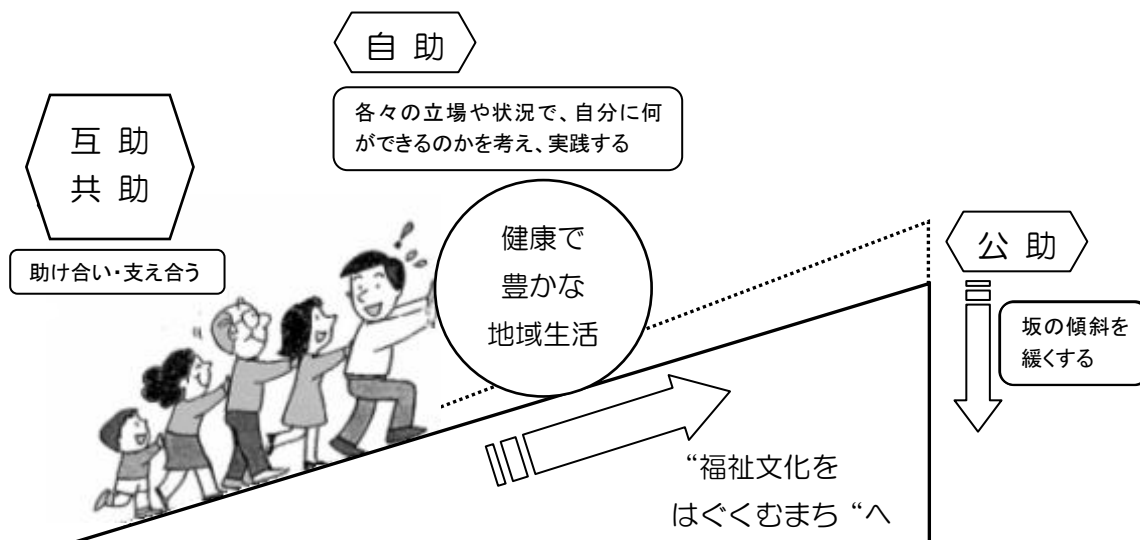
●従来型の社会保障と参加型社会保障の比較

資料：平成22年厚生労働白書

例えば	かつての社会保障 (消費型・保護型社会保障)	これからの社会保障 (参加型社会保障) (ポジティブ・ウェルフェア)
雇用 (再就職 支援)	○失業以外に住宅問題や金銭問題など複雑な事情を持つ失業者への対応が困難で、就業に結びつかないケースがある。	○失業しても、一人ひとりの実情に合わせた対応で、トランポリンのように労働市場に復帰できる。住宅手当・失業手当など生活保障と職業訓練、職業紹介を組み合わせ、必要に応じてパーソナル・サポートを実施する。
医療・介護	○医師不足や医療機関のネットワーク不足により、救急医療など地域医療の維持が困難な地域がある。入院期間も長く、なかなか退院できない。 ○在宅医療・福祉サービスの不足により、住み慣れた地域や家で暮らし続けることが難しい。	○救急医療を中心に医療機関の役割分担と連携により、早期に社会復帰、家庭復帰することが可能となる。 ○中学校区など一定の区域に在宅医療・福祉サービスを整備し、本人の希望を踏まえて最後まで自宅で暮らすことも可能となる。
子育て支援	○保育所には待機者があり、病児保育、一時保育など多様な保育への対応は不十分。一方、幼稚園には空きがある。	○子ども・子育て新システムにより、幼稚園・保育所の一体化、仕事と生活の両立支援と子どものための多様なサービス提供、待機児童の解消を実現する。
年金	○就業構造が変化する中で、厚生年金に加入できない非正規労働者等が増えているほか、低年金者の問題がある。	○職業により差がない一元的な所得比例年金と最低保障年金により、職業や多様な働き方に対して公平かつ柔軟に対応できるようにし、国民の安心を確保する。
生活保護	○現在の厳しい雇用情勢のもとで、就労を希望しているが、なかなか就職に結びつかなかったり、求職活動が長期化する中で働く意欲を失ってしまい、就労という社会とのつながりがなくなった結果、社会から長らく孤立する人が増えてきている。	○企業等の一般就労を目指すだけでなく、生活保護受給者の状態に応じて、NPO等の「新しい公共」を活用して就労体験、福祉的就労、ボランティア等のプログラムや交流の場に参加してもらい、社会とのつながりを結び直す支援を講じる。

※1 2015年問題・・・団塊の世代が2015年にすべて65歳以上の高齢者になり、高齢者割合がさらに急増すること

地域福祉の観点で読み直すと、まさに本人の自助努力をもとに、「互助・共助」「公助」の相互補完・連携システムを作り上げ、単に保障に留まらず、人としての尊厳が守られるとともに、一人ひとりがいきがいと社会人としての役割を担っていく社会の実現が求められます。



## 2) 地域福祉計画の策定の視点と目的

当別町においては、平成18年度に「当別町地域福祉計画」を策定し、これまで様々な福祉施策に取り組んできました。

この計画の基本理念は「福祉文化をはぐくむまち当別町」としており、まさに、住民一人ひとりが福祉を当たり前のこととして受けとめ、お互いを守りあい・支え合うまちづくりを目指したものです。

しかしながら、まだ計画目標が十分に達成されたわけではなく、高齢者の介護や障がい者の支援等に対する制度も変わってきています。

現在の計画の期間は平成19年度から平成23年度までの計画期間となっており、本年度で次期計画に移行することとなります。

そこで、社会的な環境変化とともに、当別町における現計画の施策の達成状況等を検証した上で、次の5か年を計画期間とする「第2期当別町地域福祉計画」を策定するものです。

## 地域福祉とは

誰もが住み慣れた家や地域で、自分らしく、自立して、健康に暮らしたいという願いを実現するためには、従来の国を中心とした福祉サービスだけでは不十分です。何故なら従来のサービスでは

- ① 公平性にこだわるため、地域性や個人差が考慮されず画一的である。
- ② 制度に該当しないもの、基準に満たないものは救済されない。
- ③ 財政状況によりサービスの質・量が変動する。
- ④ 縦割りのために利用者に対してきめの細かい総合的なサービスが提供できない。

といった問題点が指摘されています。

そのため、介護保険制度や生活保護のような公的サービスに加え、住民同士による助け合いのシステムや気軽に利用できる民間の有償サービスがあれば、私たちはより安心して暮らすことができるでしょう。

「高齢者福祉」とはお年寄りを、「児童福祉」は子どもを対象とした言葉です。それに対して『地域福祉』とは、住民のみなさんの居住する場所である「地域」に視点を置いた用語で、次のような意味があります。

- ① 一定の圏域における社会福祉  
地理的範囲を限定した社会福祉のことです。（ここでは当別町及び住民の日常的な生活圏の範囲を指します。）
- ② 困っている人を周囲の人々が支え合い、助け合う福祉活動の総称  
行政や福祉事業者だけではなく、住民を含む地域社会を構成するすべての主体を福祉の担い手と捉え、地域における相互扶助機能の活性化を目指す取り組みのことです。

以上のことから、『地域福祉』とは、住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域に存在する様々な主体が協働し、必要な保健・医療・福祉サービスの整備及び総合化を図りつつ、住民の福祉活動の組織化を通じて、個性ある地域社会の形成を目指す福祉活動の総体を指すものです。

## 地域福祉計画とは

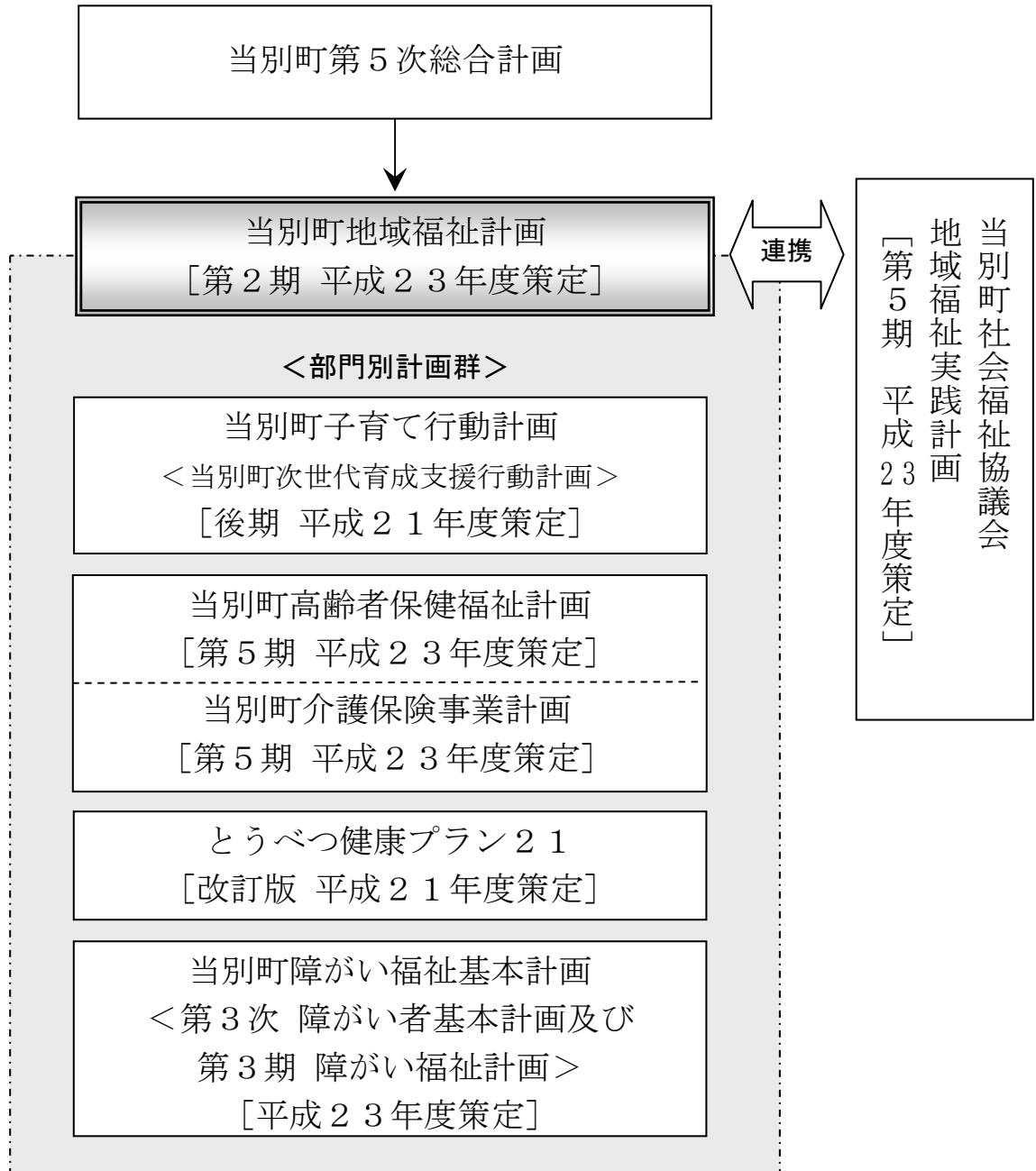
地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の「市町村計画」として位置付けられているものであり、地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、新しい社会福祉の理念を達成するための計画です。

新しい社会福祉の理念とは、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援すること」と考えられます。



## 2. 計画の位置づけ

本計画は、当別町総合計画を上位計画とし、下位計画として保健・医療・福祉関連の部門別計画があり、これらを内包するものです。



## 3. 計画の期間

本計画は、平成24年度から平成28年度までを計画期間とする5か年計画です。

1. 人口の動き

当別町の人口は、平成13年以降減少が続いており、平成23年4月1日現在の人口は18,497人で、10年間で2,046人の減少となっています。

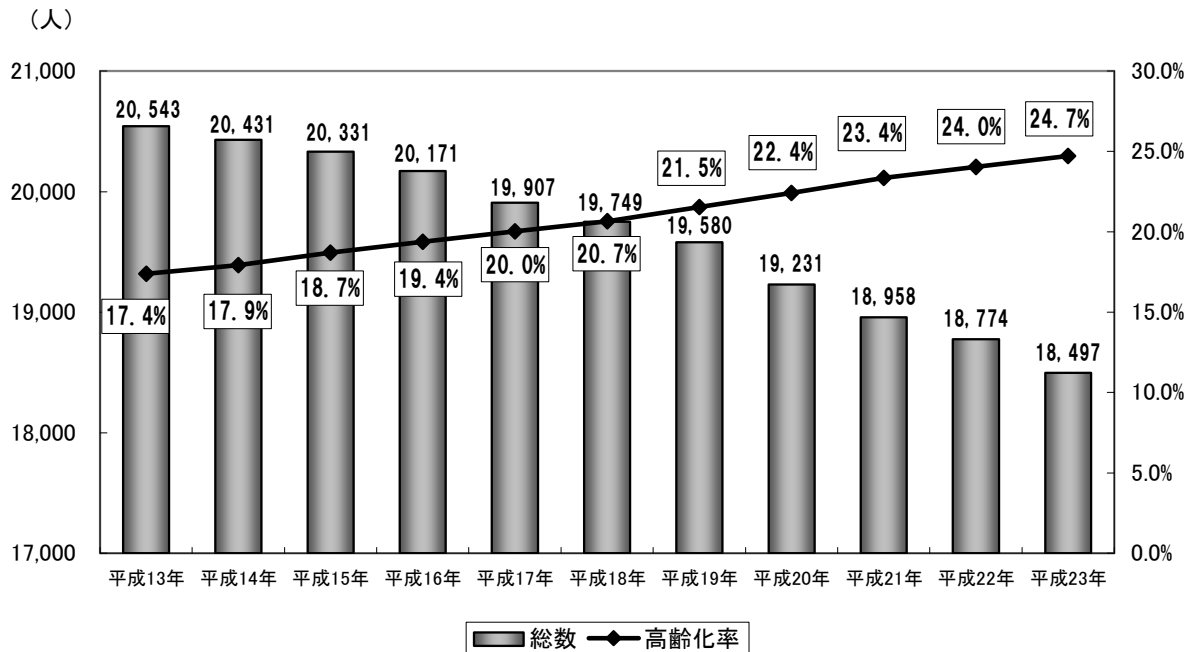
年齢別にみると、15歳未満の年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は、人数、割合ともに減少していますが、高齢者数は年々増加し、それに伴い高齢化率は17.4%から24.7%へ7.3ポイントの増加となっています。

人口・高齢化率の推移

(単位：人、%)

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総数	20,543	20,431	20,331	20,171	19,907	19,749	19,580	19,231	18,958	18,774	18,497
年少人口	3,485	3,365	3,262	3,115	3,007	2,869	2,743	2,573	2,417	2,278	2,102
生産年齢人口	13,487	13,403	13,267	13,148	12,914	12,799	12,620	12,348	12,113	11,982	11,822
高齢人口	3,571	3,663	3,802	3,908	3,986	4,081	4,217	4,310	4,428	4,514	4,573
高齢化率	17.4	17.9	18.7	19.4	20.0	20.7	21.5	22.4	23.4	24.0	24.7

資料：住民基本台帳 各年4月1日現在



## 2. 高齢者の状況

### 1) 高齢者のいる世帯の状況

高齢者単独世帯は、平成18年からの5年間で117世帯、比率では1.6ポイント増加し、総世帯の10.9%となっています。また、高齢者夫婦世帯も、数では71世帯、比率では1.0ポイント増加し、総世帯の11.6%となっています。これらを合わせた高齢者単独世帯と高齢者夫婦世帯で総世帯の21.3%を占めています。

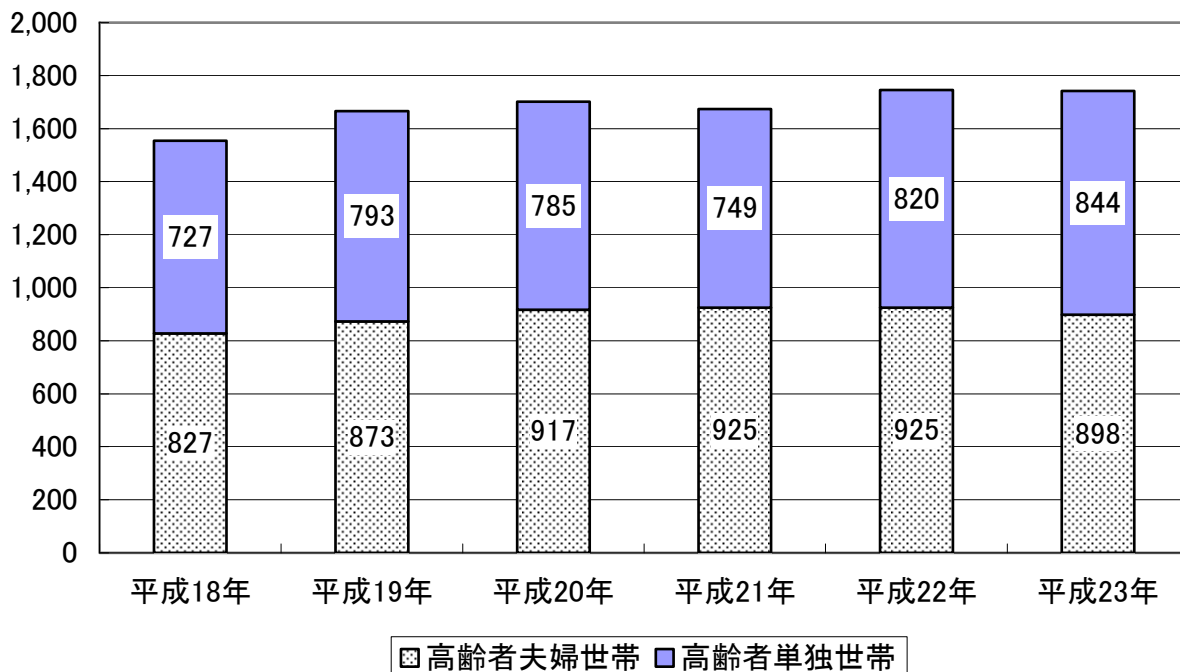
高齢者のいる世帯の状況の推移

(単位：世帯、%)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総世帯	7,790	7,790	7,779	7,742	7,787	7,721
高齢者単独世帯	727	793	785	749	820	844
比率	9.3	10.2	10.1	9.7	10.5	10.9
高齢者夫婦世帯	827	873	917	925	925	898
比率	10.6	11.2	11.8	11.9	11.9	11.6

資料：高齢者等実態調査 各年10月1日現在

(人)



## 2) 高齢者の社会参加状況

### ① シルバー人材センターの状況

高齢者の方々に就業機会を提供するシルバー人材センターの登録者数は、増加傾向となっており、平成22年度で207人となっています。

また、年間就業延べ人数は、平成18年度以降は増加しており、平成22年度で延べ20,555人が就業しています。

#### シルバー人材センターの状況

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
登録者数	188	178	182	205	216	207
年間就業延べ人員	20,037	17,810	19,048	19,407	19,858	20,555

資料：シルバー人材センター調べ

### ② 高齢者クラブ連合会の状況

高齢者のいきがづくりと地域コミュニティのための高齢者クラブ連合会の状況は、団体数は平成23年4月現在で32団体であり、会員数は年々減少し1,417人となっています。

#### 高齢者クラブ連合会の状況

(単位：団体、人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
団体数	33	33	33	32	32	32
会員数	1,698	1,621	1,576	1,503	1,425	1,417

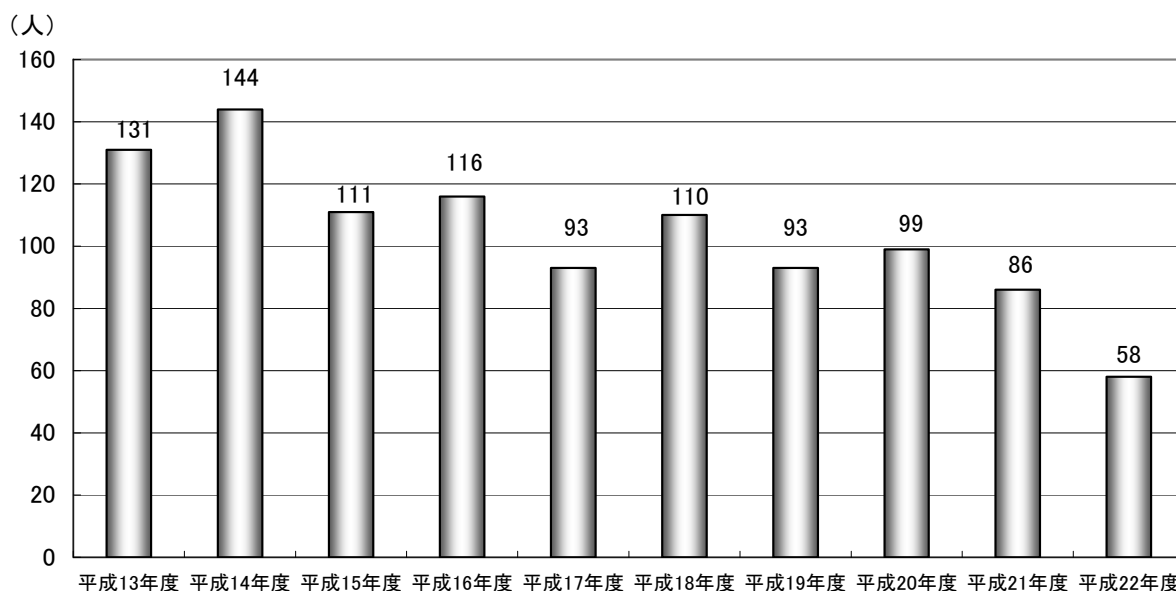
資料：当別町社会福祉協議会調べ 各年4月現在

### 3. 子どもの状況

#### ① 出生数の状況

出生数は、増減を繰り返しながらも徐々に減少しており、平成22年度は58人となっています。

出生数の推移

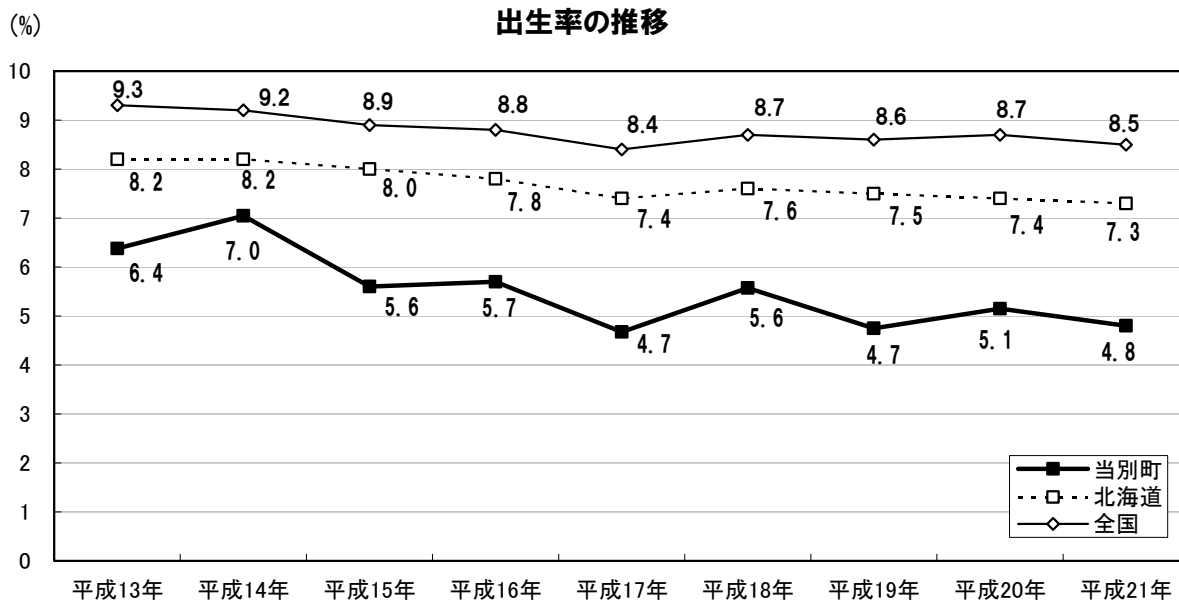


資料：住民基本台帳

#### ② 出生率の状況

出生率（人口千人当たりの出生児数）についてみると、増減を繰り返しながらも減少傾向で推移しており、平成21年で4.5ポイントと全国水準や北海道水準に比べて低くなっています。

出生率の推移



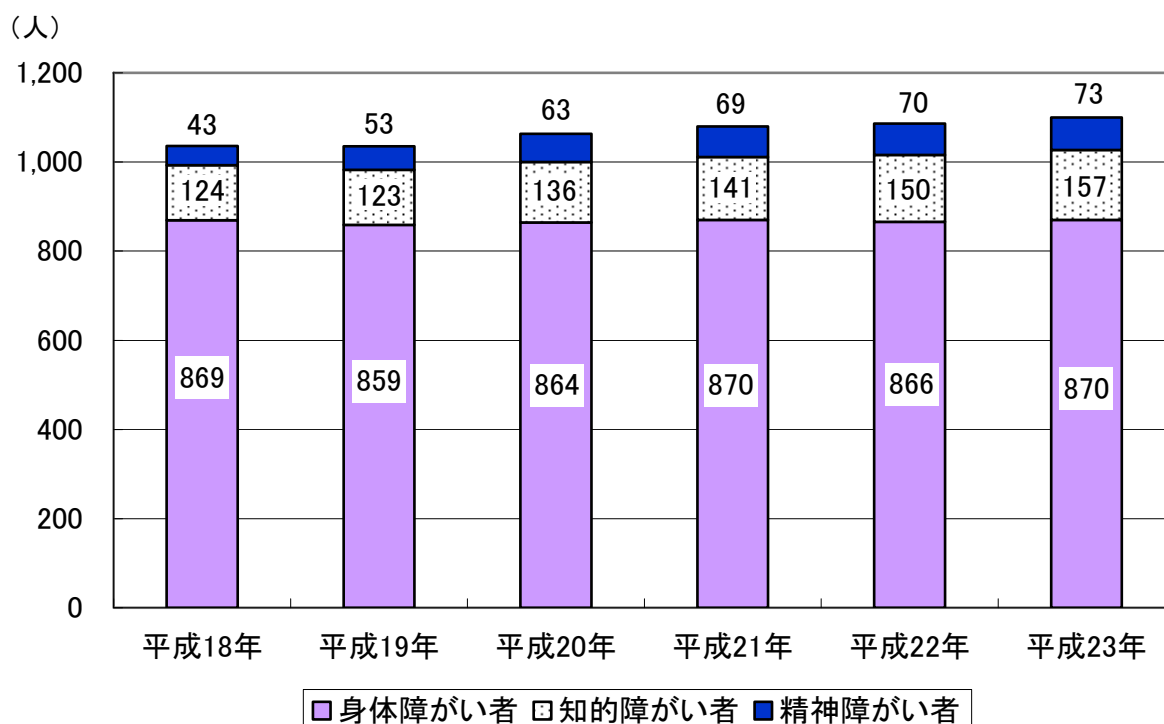
資料：人口動態統計月報年計（概数）

## 4. 障がい者の状況

障がい者数（各種障がい者手帳所持者数）は、平成23年4月1日現在で身体障がい者が870人、知的障がい者が157人、精神障がい者が73人、合計1,100人となっています。

身体障がい者数は横ばいであり、知的・精神障がい者数は徐々に増加の傾向がみられます。

### 障がい者数の推移



資料：当別町調べ 各年4月1日現在

※身体障がい者数は、身体障がい者手帳の所持者

※知的障がい者数は、療育手帳の所持者

※精神障がい者数は、精神障がい者保健福祉手帳の所持者

## 5. 要支援者の状況

### ① 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数は、年々増加しており、平成18年から平成23年までの5年間で22世帯増加し239世帯となっています。

世帯類型別では、高齢者世帯が全体の約5割を占めています。

#### 生活保護世帯数の推移

(単位：世帯、人)

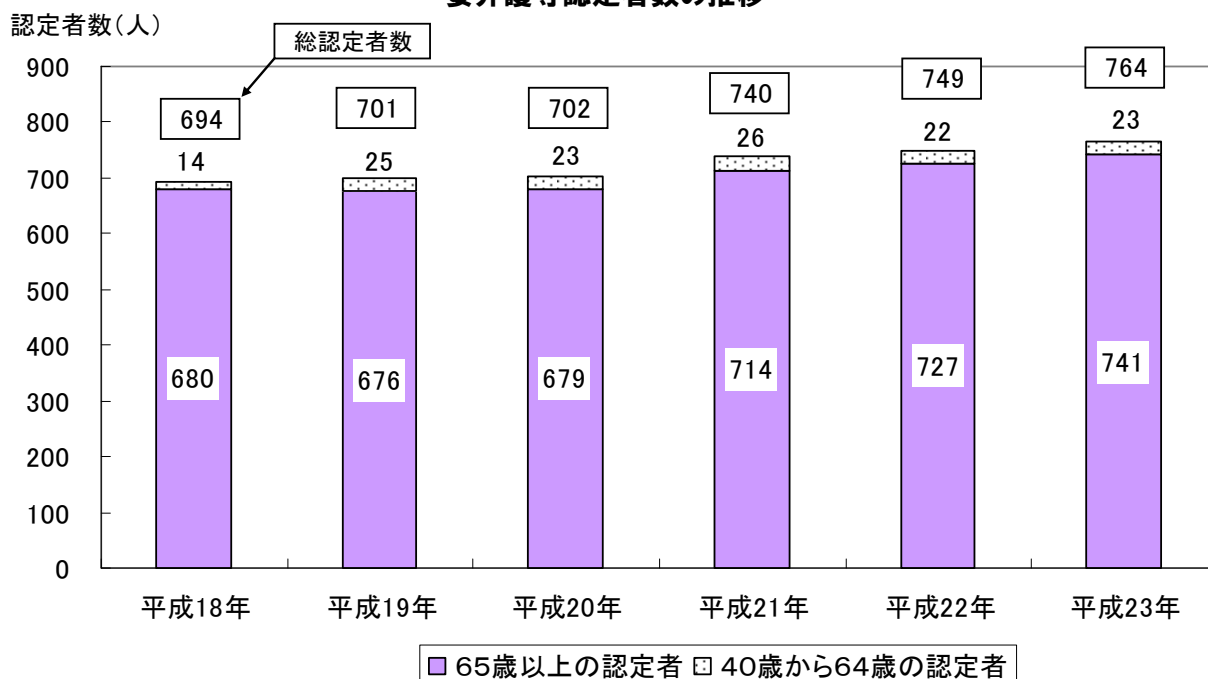
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
被保護世帯数		217	220	228	233	236	239
被保護人員		363	362	379	385	391	389
世帯類型別	高齢者	96	103	110	112	112	116
	母子	39	38	36	31	28	31
	傷病・障がい者	64	65	66	61	68	77
	その他	18	14	16	29	28	15

資料：石狩振興局保護係調べ、各年4月1日現在

### ② 要介護等認定者の状況

要介護等の認定者数は、年々増加しており、平成18年は694人でしたが、平成23年には70人増加し、764人となっています。

#### 要介護等認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告、各年10月1日現在

## 6. 地域の福祉資源の状況

### ① 民生委員・児童委員の状況

当別町の民生委員・児童委員数は、平成22年度で51人となっています。  
延活動日数、訪問回数ともに平成21年度までは減少傾向にありましたが、平成22年度には共に増加に転じています。

#### 民生委員・児童委員の状況

(単位：人、日、回)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
委員数	52	52	51	51	51	51
延活動日数	5,494	5,177	4,988	5,416	4,716	5,232
訪問回数	7,794	6,339	6,989	5,974	5,479	6,779

資料：当別町調べ

### ② ボランティアセンターの状況

ボランティアセンター登録者数は、平成21年度までは、減少傾向にありましたが、人口の1割を目標とした取り組みの結果、平成22年度には1,044人となっています。

また、平成22年度には学生ボランティアが統合され、大幅に登録者数が増加しています。

#### ボランティアセンター登録者数の推移

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
登録者数	488	488	492	224	277	1,044

資料：当別町社会福祉協議会調べ

### ③ 除雪サービスの状況

除雪サービスの利用者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

#### 除雪サービス利用者数の推移

(単位：世帯、時間)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数(世帯)	152	139	130	126	117	124
延時間	3,091	1,617	1,818	1,598	2,088	2,790

資料：当別町調べ



#### ④ 健康福祉出前講座の実施状況

町民が健康やいきがづくり、福祉や暮らしに役立つ制度や社会参加など地域社会で豊かに暮らすために活用できる、知りたい学びたい講座を、北海道医療大学や社会福祉協議会、NPO法人、町の職員が講師となり地域の会館等へ出向いて実施しています。

平成20年度から開始し、年々増加しております。

#### 健康福祉出前講座実施回数の推移

(単位：回、人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実施回数	85	125	154
延人数	2,107	3,365	4,485

資料：当別町調べ

#### ⑤ その他各種サービス事業所・施設一覧(平成24年3月現在)

##### 【子育て関連施設】

サービス種別	施設・事業者名称	所在地
子育て支援センター	当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」	西町32番地2
	ふとみ保育所	太美町1480番地8
ファミリー・サポートセンター	当別町共生型地域福祉ターミナル	弥生1091番地6
プレイハウス(学童保育)	当別子どもプレイハウス	元町102番地 <sup>※1</sup>
	西当別子どもプレイハウス	太美町1695番地
児童発達支援事業 <sup>※2</sup>	当別町子ども発達支援センター	元町103番地
放課後等デイサービス <sup>※3</sup>	児童デイサービスセンター「amaririsu」	六軒町69番地11
保育園・幼稚園	ふとみ保育所	太美町1480番地8
	西保育所	末広1654番地61
	認定こども園当別夢の国幼稚園	北栄町20番地12

※1 平成24年4月より元町103番地から変更

※2、3 平成24年4月より児童デイサービスから名称変更

【高齢者関連施設】

サービス種別	施設・事業者名称	所在地
高齢者福祉センター	当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」	西町32番地2
総合相談支援事業・ 居宅介護予防支援事業所	当別町地域包括支援センター	西町32番地2 総合保健福祉センター「ゆとろ」
養護老人ホーム	長寿園	太美町1488番地
居宅介護支援事業所	当別ケアプラン相談センター	西町32番地2 総合保健福祉センター「ゆとろ」
	勤医協当別居宅介護支援事業所	末広118番地52
	秀友会ハートフルセンター	ビトエ2200番地1
	あったかプランとうべつ	錦町1248番地 ハイムゲート101号
	居宅介護支援事業所ゆかり	春日町97番地1
	ケアプランセンターふくろうの森	栄町44番地の109
訪問介護・ 介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)	当別町ホームヘルプステーション	西町32番地2 総合保健福祉センター「ゆとろ」
	勤医協ヘルプステーションとうべつ	末広118番地52
訪問看護・ 介護予防訪問看護	当別訪問看護ステーション	西町32番地2 総合保健福祉センター「ゆとろ」
	勤医協訪問看護ステーションとうべつ	末広118番地52
訪問リハビリテーション・ 介護予防訪問リハビリテ- ション	愛里苑訪問リハビリテーション	ビトエ2200番地1
通所介護・ 介護予防通所介護 (デイサービス)	当別町デイサービスセンター	西町32番地2 総合保健福祉センター「ゆとろ」
	勤医協当別デイサービスふきのとう	末広118番地52
	ひまわり健康倶楽部	春日町97番地1
	デイサービスセンターふくろうの森	栄町44番地の109
通所リハビリテーション・ 介護予防通所リハビリテ- ション(デイケア)	愛里苑通所リハビリテーション	ビトエ2200番地1
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム当別長寿園	太美町1488番地274
短期入所療養介護	介護老人保健施設愛里苑	ビトエ2200番地1
認知症対応型共同生活 介護・介護予防認知症 対応型共同生活介護	公楽苑ほほえみ	太美南818番地62
	グループホームすぎの子の郷	春日町97番地1
特定施設入居者生活介護・ 介護予防特定施設入居者 生活介護	公楽苑	太美町2343番地39
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	当別長寿園	太美町1488番地
介護老人保健施設 (老人保健施設)	愛里苑	ビトエ2200番地1

【障がい事業関連施設】

サービス種別	施設・事業者名称	所在地
居宅介護	当別町ホームヘルパーステーション	西町32番地2
	勤医協ヘルパーステーションとうべつ	末広118番地52
	ヘルパーステーション「ajisai」	弥生1091番地6
重度訪問介護	勤医協ヘルパーステーションとうべつ	末広118番地52
	ヘルパーステーション「ajisai」	弥生1091番地6
同行援護	当別町ホームヘルパーステーション	西町32番地2
	勤医協ヘルパーステーションとうべつ	末広118番地52
生活介護	当別高岡アクティビティーセンター	高岡2046番地1
就労継続支援(B型)	当別高岡アクティビティーセンター	高岡2046番地1
	当別町共生型地域オープンサロン「Garden」	弥生51番地38
	当別町共生型コミュニティー農園	太美町1481番地6
短期入所(ショートステイ)	ゆうゆうの家	太美町1488番地280
共同生活援助 (グループホーム)	指定共同生活援助事業所 「グループホーム つくし」	弥生51番地53 第一オオツマンション8号
共同生活介護(ケアホーム)	ゆうゆうの家	太美町1488番地280
相談支援事業	当別町障がい者総合相談支援センター 「nanakamado(ななかまど)」	弥生52番地
	指定相談支援事業所 「サポートネットワークセンター」	弥生51番地53 第一オオツマンション8号
移動支援事業	当別町ホームヘルパーステーション	西町32番地2
	ヘルパーステーション「ajisai」	弥生1091番地6
地域活動支援センター事業	当別町地域活動支援センター 「つくしの郷」	末広2番地1
日中一時支援事業	児童デイサービスセンター「amaririsu」	六軒町69番地11

【共生型事業施設】

サービス種別	施設・事業者名称	所在地
共生型事業	当別町共生型地域福祉ターミナル	弥生1091番地6
	当別町共生型地域オープンサロン	弥生51番地38
	当別町共生型コミュニティー農園	太美町1481番地6
ボランティアセンター	当別町ボランティアセンター	弥生1091番地6
パーソナルアシスタント サービス	当別町共生型地域福祉ターミナル	弥生1091番地6

【保健・医療機関】

サービス種別	施設・事業者名称	所在地
保健センター	当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」	西町32番地2
病院	堀江病院	樺戸町106番地21
診療所	石狩当別眼科	弥生52番地23
	おくやま内科・外科クリニック	幸町51番地32
	近藤医院	園生54番地7
	スウェーデン通り内科循環器科クリニック	太美町1488番地348
	田園通りさわざき医院	北栄町17番地13
	とうべつ整形外科医院	六軒町72番地4
	とうべつ内科クリニック	西町21番地9
	北海道医療大学歯科内科クリニック	金沢1757番地
	北海道勤労者医療協会当別診療所	末広118番地52
歯科診療所	江口歯科医院	弥生52番地7
	扇谷歯科医院	錦町53番地57農協内
	くろさわ歯科クリニック	北栄町39番地4
	当別駅前クリニック田西歯科	園生711番地
	戸田歯科	白樺町5番地24
	ハート歯科	太美町1473番地12
	ふとみ歯科クリニック	太美町1695番地188
	北海道医療大学歯科内科クリニック	金沢1757番地



## 1. 基本理念

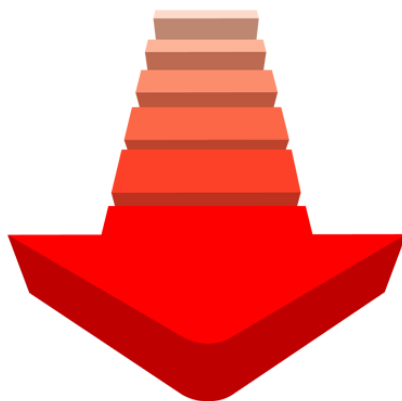
第1期当別町地域福祉計画では、当別町に住むすべての人にとって福祉が、身の回りに当たり前に存在し、実感されるものとなり、当別町の誇れる文化として育ててほしいという願いをこめて、基本理念を「福祉文化をはぐくむまち当別町」として掲げ、福祉のまちづくりを進めて参りました。

この間、「共生型地域福祉ターミナル」や「共生型地域オープンサロン」が新たに整備され、「総合保健福祉センター ゆとろ」とともに、当別町の福祉拠点として様々な活動に取り組んできています。

本計画においては、基本理念及び基本目標は第1期計画を継承しつつ、さらに福祉の充実を図っていくものとします。

第1期当別町地域福祉計画基本理念

福祉文化をはぐくむまち当別町



福祉文化をはぐくむまち  
第2ステージ

## 2. 基本目標

基本目標は次の4つであり、これについても基本的には第1期計画を継承します。

ただし、基本目標の内容については、この5か年で取り組んできた実績やそれらに対する住民の評価、東日本大震災等の経験による住民の安心・安全への意識の高まりなどを踏まえ、今後の5か年の基本的な取り組みとして再編していくものです。

### 基本目標1 共に生きる社会をつくります

誰もが互いの個性を尊重しあい、地域で暮らすすべての人がいきがいを持って暮らせるまちづくりを目指します。

そのために、身近な地域で互いに支え合い見守り合う日常的な地域コミュニティの充実を図っていくとともに、緊急時や災害時に支援を要する人に対し、迅速・的確に支援体制がとれるよう、地域ぐるみでの取り組みを推進します。

また、子どもの頃からの福祉教育や生涯を通じた学びの環境づくりを進め、福祉が当別町の文化であるという価値観を町民みんなが共有できるように努めます。

さらに、支援を要する当事者団体や、支援を行う各種団体のサポート体制を強化し、共に暮らしやすいまちづくりを推進します。

### 基本目標2 利用者の視点で福祉サービスのしくみをつくります

町民が抱える多様な悩みや問題を聴き、当事者の目線で共に考え、解決に向けた適切な助言やサービス提供が行えるしくみづくりを目指します。

そのために、住民に寄り添い、住民の立場に立った相談や情報提供がきめ細やかにできる体制づくりの充実に努めます。

また、子どもの成長に合わせた支援体制や、複雑化・重層化する各種障がいの問題にも対応できるよう、保健・医療・福祉が一体となったサポート体制の整備を推進します。

さらに、誰もが住みやすく快適な生活が送ることができるよう、住まい、就労、あるいは日常生活の利便性の向上等に努めます。

### 基本目標3 地域住民が共に支え合うネットワークをつくります

町民一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、地域でのコミュニティを促進し、共に支え合う福祉ネットワークの形成を目指します。

そのために、「共生型地域福祉ターミナル」等、福祉拠点のネットワーク強化と町民の利用促進を図り、共に支え合うしくみづくりの強化に努めます。

また、町内会を中心とした近隣コミュニティを推進する中でのお互いの見守り合いや、関連機関との連携による支え合いのネットワークづくりを推進します。

さらに、世代間や地域間、あるいは外国人等も含めた様々な交流を促進し、意志の疎通とともに、福祉を推進していく地域人材の発掘に努めます。

### 基本目標4 協働の力で誰もが主役になる福祉のまちをつくります

地域の中で住民が主体となって実践し、それを行政が支援するという役割分担のもと、協働による福祉のまちづくりを目指します。

そのために、社会福祉協議会等の関連団体との連携と共に、子どもから高齢者までそれぞれのパワーや役割を発揮できる場や機会を創出し、個々人の個性が集まり、福祉がわがまちの文化として実感できるまちを目指します。



### 3. 施策の体系

#### 基本理念

#### 基本目標

#### 施策の方向

## 福祉文化をはぐくむまち 当別町

#### 基本目標 1

共に生きる社会をつくりま

- (1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり
- (2) 災害時要援護者への支援体制の整備
- (3) 福祉教育・生涯学習の推進
- (4) 当事者団体及び支援者のサポート

#### 基本目標 2

利用者の視点で福祉サービスのしくみをつくりま

- (1) いつでも気軽に相談できる窓口体制づくり
- (2) 効果的な福祉情報の提供
- (3) 安心できる保健・医療・福祉体制づくり
- (4) 利用者の権利を守るシステムづくり
- (5) 利用者の目線に立った地域で暮らすしくみづくり

#### 基本目標 3

地域住民が共に支え合うネットワークをつくりま

- (1) 地域福祉の拠点の充実と利用促進
- (2) 地域コミュニティにおける福祉活動の活性化
- (3) すべての住民が参加・交流できるネットワークづくり

#### 基本目標 4

協働の力で誰もが主役になる福祉のまちをつくりま

- (1) 町民の誰もが主役になれるしくみづくり
- (2) 社会福祉協議会とつくる福祉のまち
- (3) 福祉が文化として実感できるまちへ



## 第4章

## 施策の展開方向

### 基本目標1. 共に生きる社会をつくります

#### 現況と課題

東日本大震災は、“地域の絆”の大切さを教訓として教えてくれました。日常的なコミュニティは、いざという時の大きな力になるものです。

本計画策定にあたって実施したアンケート調査でみると、少なくとも現状では地域コミュニティについては疎遠の傾向にあります。一方近所づきあいを求めるニーズは高いものがみられます。また、関係者ヒアリング等からも、住民相互の繋がり、関係者相互の繋がり的重要性が強く指摘されています。

当別町では、福祉の向上を目指して様々な事業に取り組んできましたが、今後さらなる福祉に対する意識の啓発と、共に支え合うまちづくりを推進していく必要があります。

#### 施策の体系

<b>共に生きる 社会をつく ります</b>	誰もが安心して暮らせる地域づくり	①地域で育て地域で見守る体制の充実 ②緊急時の支援体制の充実
	災害時要援護者への支援体制の整備	①要援護者に係る情報の把握及び共有体制 ②避難支援の体制づくり
	福祉教育・生涯学習の推進	①みんなで学び合う教育機会の充実 ②個性や能力を活かす生涯学習の推進
	当事者団体及び支援者のサポート	①当事者団体及び支援者との協働的な支援体制の充実

## 施策の方向と主な取り組み

### 1)誰もが安心して暮らせる地域づくり

#### ①地域で育て地域で見守る体制の充実

町内会、民生委員・児童委員、福祉委員、NPO法人などとの連携を強化し、様々な交流機会を活用し、誰もが安心して暮らすという理念の共有を図ります。  
また、民生委員・児童委員や福祉委員の人材確保を図ります。

#### ②緊急時の支援体制の充実

日常生活の中で緊急の対応にも可能なように、救急医療情報キットの全戸配布や高齢者緊急通報装置の設置、SOSネットワーク\*1の活用促進に努めます。

### 2)災害時要援護者への支援体制の整備

#### ①要援護者に係る情報の把握及び共有体制

行政情報を主体とした災害時に支援を必要とする要援護者の情報を整理するとともに、個人情報の問題に対しては十分配慮した中で、関係機関との共有体制のあり方について検討・整備します。

#### ②避難支援の体制づくり

災害が起きたときの避難について、避難支援プランを策定し避難支援体制を整えるとともに、福祉避難所の資機材等の充実に努めます。

### 3)福祉教育・生涯学習の推進

#### ①みんなで学び合う教育機会の充実

学校教育の中で、個人の尊重、命の尊厳、いたわり合いの大切さ等について、みんなで考え、みんなで学び合う教育機会の充実に推進します。特に青少年のワークキャンプ\*2等を含め、バリエーションを増やした福祉教育の継続的な推進に努めます。

#### ②個性と能力を活かす生涯学習の推進

生涯学習の一環として、一人ひとりの個性や能力を活かし、社会貢献や支え合いについて学んでいけるような環境を整えていきます。

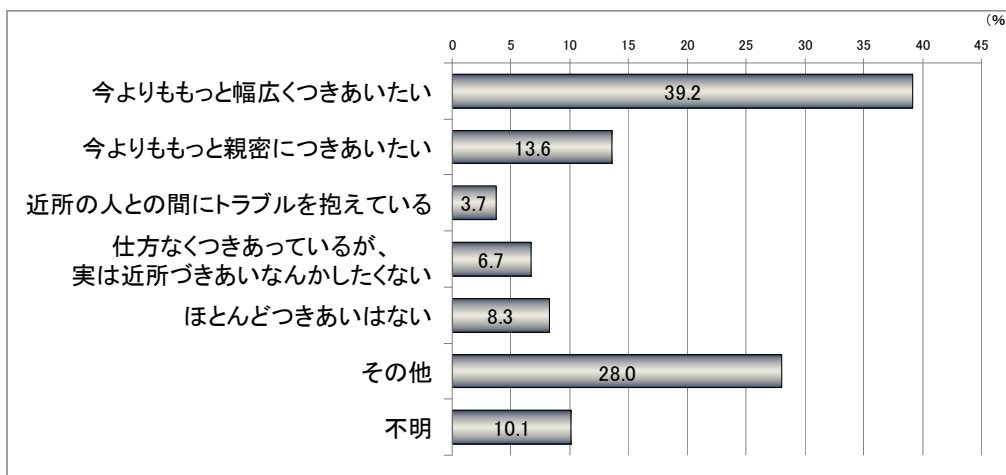
### 4)当事者団体及び支援者のサポート

#### ①当事者団体及び支援者との協働的な支援体制の充実

日常生活に困難を抱える当事者が構成する団体の活動を支援すると共に、その当事者を支える人々の活動も含め相互理解や協働的な取り組みをサポートする体制の充実に目指します。

<参考資料>

● 今後の近所づきあいに対する感想(アンケート調査結果)



※1 SOSネットワーク・・・認知症による徘徊などで行方不明になったお年寄りを、警察、消防、交通機関、市町村、保健所等の関係機関や団体が協力して、速やかに発見し、無事に保護するとともに、各種相談や必要なサービスの紹介を行うシステム

※2 ワークキャンプ・・・青少年を対象として、福祉への理解啓発及び地域福祉の推進を図ることを目的とする事業。夏・冬に実施し、様々な地域に行き交流を深めている。

## 基本目標2. 利用者の視点で福祉サービスのしくみをつくります

### 現況と課題

当別町では様々な福祉サービスを実施し、広報やホームページ、あるいは各種ガイドブック等を通じてその周知を図るなど、極力利用者へ届く情報提供に努めています。

しかしながら、アンケート調査の結果によると、必ずしも各種サービスの認知状況は高くなく、相談についても当別町の様々な機関が効果的に利用されているとは言い難い状況です。また、関係者ヒアリング等からも、例えば年齢別や障がいの内容別などに即したきめ細やかな相談、情報やサービスの提供が求められています。

提供する側の視点だけではなく、利用する側からの視点による各種サービスの提供のあり方を再度検証していくことが必要です。

### 施策の体系

<b>利用者の視点での福祉サービスのしくみをつくります</b>	いつでも気軽に相談できる窓口体制づくり	①わかりやすく利用しやすい相談窓口の整備 ②窓口情報の連携によるサービス提供
	効果的な福祉情報の提供	①誰もが情報を得られる環境の整備 ②福祉サービス事業者情報の提供推進 ③当事者が発信する情報を受けとめる体制づくり
	安心できる保健・医療・福祉体制づくり	①こころとからだの健康づくりの推進 ②生活習慣病予防への指導・支援の充実 ③保健・医療・福祉の連携強化 ④子育て支援の充実 ⑤専門職等の育成と質的向上 ⑥福祉サービスの効果的・効率的運用の工夫
	利用者の権利を守るシステムづくり	①日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進
	利用者の目線に立った地域で暮らすしくみづくり	①ユニバーサルデザイン <sup>※1</sup> によるまちづくり ②社会参加を促進する移動手段の確保・充実 ③いつまでも住み続けられる住環境の整備 ④自立支援と就労支援の強化 ⑤当事者同士の支援のしくみづくり

### 1)いつでも気軽に相談できる窓口体制づくり

#### ① わかりやすく利用しやすい相談窓口の整備

どの窓口でも相談等が可能となるような保健福祉の総合相談体制の確立を視野に入れた検討をしていきます。特に本人や家族を中心とした相談・支援体制の強化に努めます。

#### ② 窓口情報の連携によるサービス提供

高齢者、障がい者、子育てをしている人などが、利用しやすいように窓口情報の連携を強め、相互が連携したサポート体制の強化を図ります。

### 2)効果的な福祉情報の提供

#### ① 誰もが情報を得られる環境の整備

住民が抱える問題は多様化しており、その内容が複数の福祉行政領域にまたがるようなケースも少なくないため、保健・医療・福祉の各関連部門が保有するあらゆる情報をできる限り共有化・一元化し、より総合的で幅広い情報提供や対応が可能な体制を構築するとともに、利用者にとってわかりやすい情報提供のあり方を工夫します。

#### ② 福祉サービス事業者情報の提供推進

国、道とも連携し、利用者が事業者を選択でき、安心してサービスが受けられるよう、福祉サービス事業者のサービス内容や水準の公開化を図っていきます。

#### ③ 当事者が発信する情報を受けとめる体制づくり

自立支援協議会や地域ケア会議等の場を利用し、当事者自身が、必要とする情報が十分に公表されているかなどの意見等を発信することで、福祉施策に参画できる体制づくりを進めます。

### 3)安心できる保健・医療・福祉体制づくり

#### ① こころとからだの健康づくりの推進

からだのみならず、こころの病気への対策と、子どもへの食育教育を推進します。

#### ② 生活習慣病予防への指導・支援の充実

若年期から生活習慣病予防について啓発し、また専門的な指導・支援を行い特定健康診査等の受診率の向上を図ります。

#### ③ 保健・医療・福祉の連携強化

保健・医療・福祉サービスの連携体制を強化し、地域医療の充実に努めるとともに、終末期の在宅ケアなどが行えるように医療連携を図ります。

#### ④ 子育て支援の充実

子育て支援について、ファミリー・サポート・システム<sup>※2</sup>、学童保育、相談支援等、各面からの総合的な支援を充実していくとともに、乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期療育の充実を図ります。

また、ファミリー・サポート・センター事業における病児・緊急対応強化事業に取り組みます。

#### ⑤ 専門職等の育成と質的向上

福祉に携わる者の育成や質的向上を図るため、研修会等の継続開催に努めます。

#### ⑥ 福祉サービスの効果的・効率的運用の工夫

適正な利用者負担という考え方にたち、福祉サービスの効果的・効率的運用を図ります。

### 4)利用者の権利を守るシステムづくり

#### ① 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進

日常生活に不安のある人が地域で自立した生活を送れるように、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）<sup>※3</sup>や成年後見制度<sup>※4</sup>の周知を図り、相談体制を充実させます。

### 5)利用者の目線に立った地域で暮らすしくみづくり

#### ① ユニバーサルデザインによるまちづくり

誰もがまちの中で不自由なく社会生活が営めるように、限られた財源の中で効果的な事業推進を図るため行政と民間が連携し、ユニバーサルデザインにもとづく地域づくりを推進します。

#### ② 社会参加を促進する移動手段の確保・充実

高齢者や障がい者などでも、日常生活を送るうえで支障がないように移動手段を確保するために、コミュニティ型輸送システムなどのあり方について検討を進めます。

#### ③ いつまでも住み続けられる住環境の整備

誰もが住み慣れた地域でいつまでも住み続けることができるよう、住環境の整備・充実に努めます。

#### ④ 自立支援と就労支援の強化

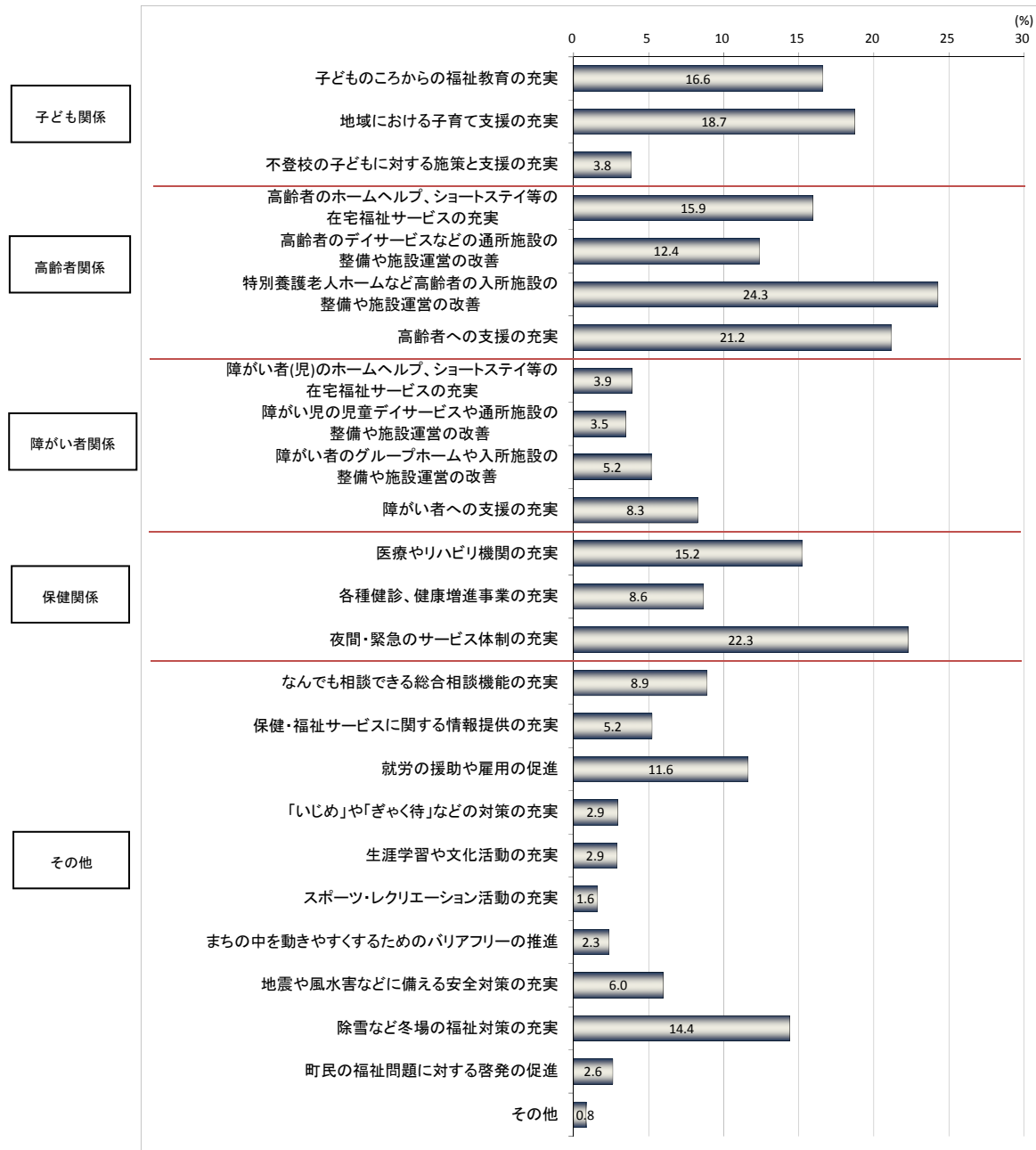
自立に向けた意思を尊重し支援するため、就労の場を探すとともに、それぞれにあった就労の場を創るという発想に立った取り組みを推進します。

#### ⑤ 当事者同士の支援のしくみづくり

高齢者・障がい者・子育てをしている人同士で相談したり、手助けできるしくみづくりを推進します。

<参考資料>

● 今後の重要な保健・福祉施策(アンケート調査結果)



- ※1 ユニバーサルデザイン・・・「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること
- ※2 ファミリー・サポート・システム・・・育児の手助けができる人（協力会員）と、育児のお手伝いが必要な人（利用会員）がそれぞれ会員となり、地域で子育て家庭を支援していくしくみ
- ※3 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）・・・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの
- ※4 成年後見制度・・・認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々の権利を守る援助者を選ぶことにより保護し、支援する制度



## 基本目標3. 地域住民が共に支え合うネットワークをつくります

### 現況と課題

日常生活や地域に内在する様々な福祉の問題にきめ細やかに対応していくためには、行政による公的なサービスだけでは十分に行き届かない状況にあり、町内会やボランティア、あるいはNPO等の団体が展開するサービスが重要になってきています。

当別町においては、共生型地域福祉ターミナルや共生型地域オープンサロン等の拠点を整備し、町民相互の交流や支え合いを展開しています。アンケート調査においても、地域活動を活発化するためには一緒に活動する仲間や支持者がいることが求められています。

また、福祉関係者ヒアリング等においても元気な高齢者の社会参加への必要性や町内会の積極的な福祉への参画、あるいは“昔ながらの長屋の付き合い”の重要性が指摘されています。

町民同士の助け合い、支え合いをさらに推進することが必要となります。

### 施策の体系

<b>地域住民が 共に支え合 うネットワ ークをつく ります</b>	地域福祉の拠点の 充実と利用促進	①関係機関との情報連携と拠点整備 ②地域福祉の拠点の利用促進策の充実
	地域コミュニティに おける福祉活動の 活発化	①町内会活動の充実・支援 ②地域コミュニティの中からの要支援者の発見 ③地域における見守り体制づくり
	すべての住民が 参加・交流できる ネットワークづくり	①様々な人が交流できるしくみづくり ②地域の人的資源を活かすシステムづくり



## 施策の方向と主な取り組み

### 1)地域福祉の拠点の充実と利用促進

#### ① 関係機関との情報連携と拠点整備

社会福祉協議会、地域包括支援センター、NPO法人などの関係機関相互のさらなる情報連携を図り、地域全体としての福祉ネットワーク体制を強化します。

#### ② 地域福祉の拠点の利用促進策の充実

共生型地域福祉ターミナル、共生型地域オープンサロンや共生型コミュニティ農園等、新たにできた福祉の拠点について住民へさらなる周知をするとともに、より住民が利用しやすいシステムの工夫に努めます。

### 2)地域コミュニティにおける福祉活動の活性化

#### ① 町内会活動の充実・支援

町内会における各役員間の連携等を促進するなど、困っている人を周囲の人がみんなで支え合い、助け合う、地域の実情に沿った見守りや町内会活動となるよう支援します。また、町内会と各種関係機関・団体との横断的な連携体制づくりを促進します。

#### ② 地域コミュニティの中からの要支援者の発見

引きこもり・閉じこもりや、家庭内暴力、虐待等、見えない要支援者を地域コミュニティの中から発見し、要支援者の情報が集まるしくみを整備します。

#### ③ 地域における見守り体制づくり

向こう三軒両隣といったご近所同士、隣同士の住民による見守りや、地域で支えることについての意識啓発を図ります。

### 3)すべての住民が参加・交流できるネットワークづくり

#### ① 様々な人が交流できるしくみづくり

身近な地域におけるサロンの場の形成など、各世代の人々が、地域活動やボランティア活動の場において交流できるしくみをつくることで、高齢者のみならず、子どもや若者、さらには外国人等それぞれのライフステージにおいて、気軽に、積極的に参加できる地域ネットワークを目指します。

#### ② 地域の人的資源を活かすシステムづくり

団塊の世代を含め、知識・経験等を持った人材が地域にはたくさんいます。これらの人材の掘り起こしを図り、福祉の各局面で活躍していただけるようなしくみづくりに努めます。

## 基本目標4. 協働の力で誰もが主役になる福祉のまちをつくります

### 現況と課題

福祉の推進には「自助・互助・共助・公助」が基本となります。

アンケート調査においても、自助の意識は高いことが伺われますが、一方、町民相互の互助や共助、行政の支援も含めた公助等による協働的な取り組みの必要性が指摘されています。また、福祉関係団体ヒアリングからは、高齢社会を踏まえ、元気な高齢者の積極的な社会参加や、現在参加が少ない働く世代の人々の地域活動への参加が提案されています。

また、社会福祉協議会は、福祉活動の実践的な活動主体として様々な事業に取り組んでいますが、町民への認知度となると現状では必ずしも高くはありません。

本計画が目指す「福祉のまちづくり」を推進していくためには、町民はもとより関係団体・機関や行政がそれぞれの特色や役割を発揮し、全員参加による取り組みが必要です。

### 施策の体系

<b>協働の力で 誰もが主役 になる福祉 のまちをつ くります</b>	町民の誰もが主役になれるしくみづくり	①誰もがいきがいを持ち、輝けるしくみづくり ②ボランティア、自主サークル等の育成・支援 ③NPO等の団体活動への支援
	社会福祉協議会とつくる福祉のまち	①地域福祉実践計画との相互調整・連携 ②ボランティアセンター機能の充実
	福祉が文化として実感できるまちへ	①福祉に対する理解の促進と福祉理念の共有 ②福祉のまちづくりへの庁内体制整備

### 1) 町民の誰もが主役になれるしくみづくり

#### ① 誰もがいきがいをもち、輝けるしくみづくり

シルバー人材センターを活用した高齢者の社会参加や、あるいは障がい者のその特性に応じた社会参加のしくみづくりなど、みんながそれぞれの役割の中で社会貢献をすることにより、いきがいをもち、輝くことができるしくみづくりを推進します。

#### ② ボランティア、自主サークル等の育成・支援

ボランティア団体や自主サークル等の各団体の横の繋がりを強化するとともに、参加者が増加するよう広報等の活動を促進し、組織強化の支援を図ります。

#### ③ NPO等の団体活動への支援

行政の提供する公的サービス（フォーマル・サービス）とともに、これからはNPO等、非公的サービス（インフォーマル・サービス）についても地域福祉の推進にとって極めて重要であることから、行政や企業も含めた協働・連携による「新しい公共」<sup>\*1</sup>の体制の構築を図ります。

### 2) 社会福祉協議会とつくる福祉のまち

#### ① 地域福祉実践計画との相互調整・連携

地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会との連携強化に努め、社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画との相互連携を図っていきます。

#### ② ボランティアセンター機能の充実

社会福祉協議会が設置・運営するボランティアセンターの機能の充実を図るとともに、共生型地域福祉ターミナルのボランティア活動の推進や関係団体・機関との連携強化に努めます。

### 3) 福祉が文化として実感できるまちへ

#### ① 福祉に対する理解の促進と福祉理念の共有

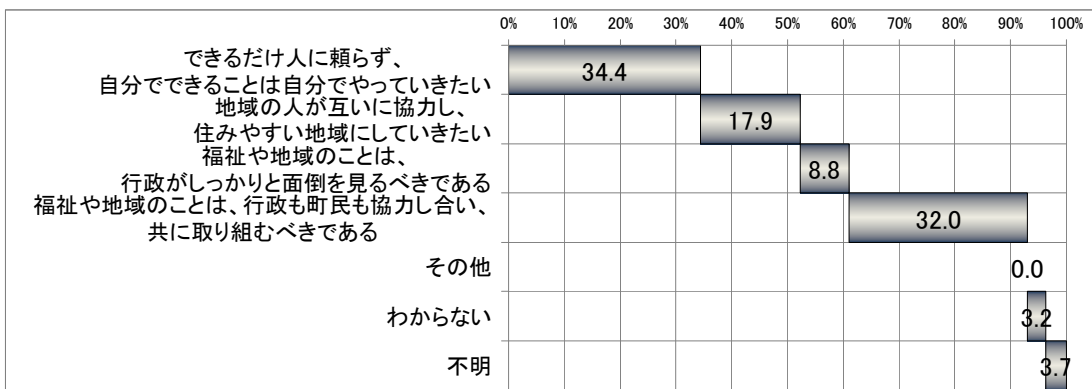
町民にとって福祉が、身近に、当たり前意識されるものとなり、当別町の文化として根付かせていくために、「福祉まつり」<sup>\*2</sup>や「ふくしのまちづくり勉強会」<sup>\*3</sup>等の機会を通じて、子どもから高齢者まで“自助・互助・共助・公助”の考え方を育むまちづくりを推進していきます。

#### ② 福祉のまちづくりへの庁内体制整備

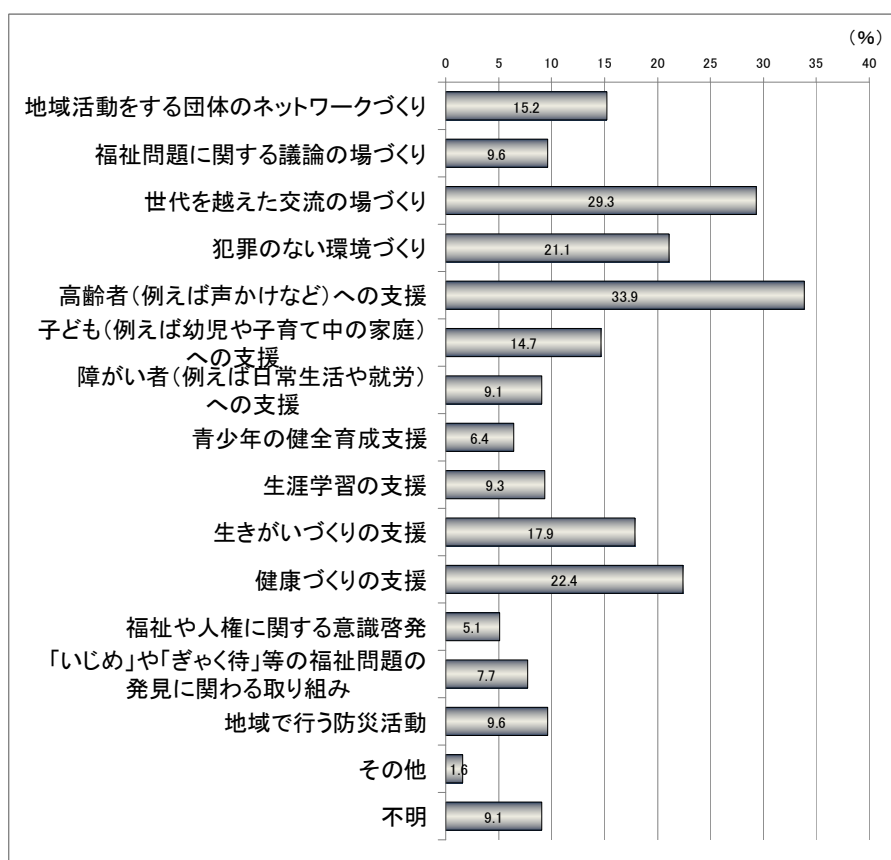
行政内の関連部局による情報の共有化を進め、様々なセクションが一体となって「福祉のまちづくり」に取り組める体制づくりを推進していきます。

<参考資料>

●地域福祉に対する考え(アンケート調査結果)



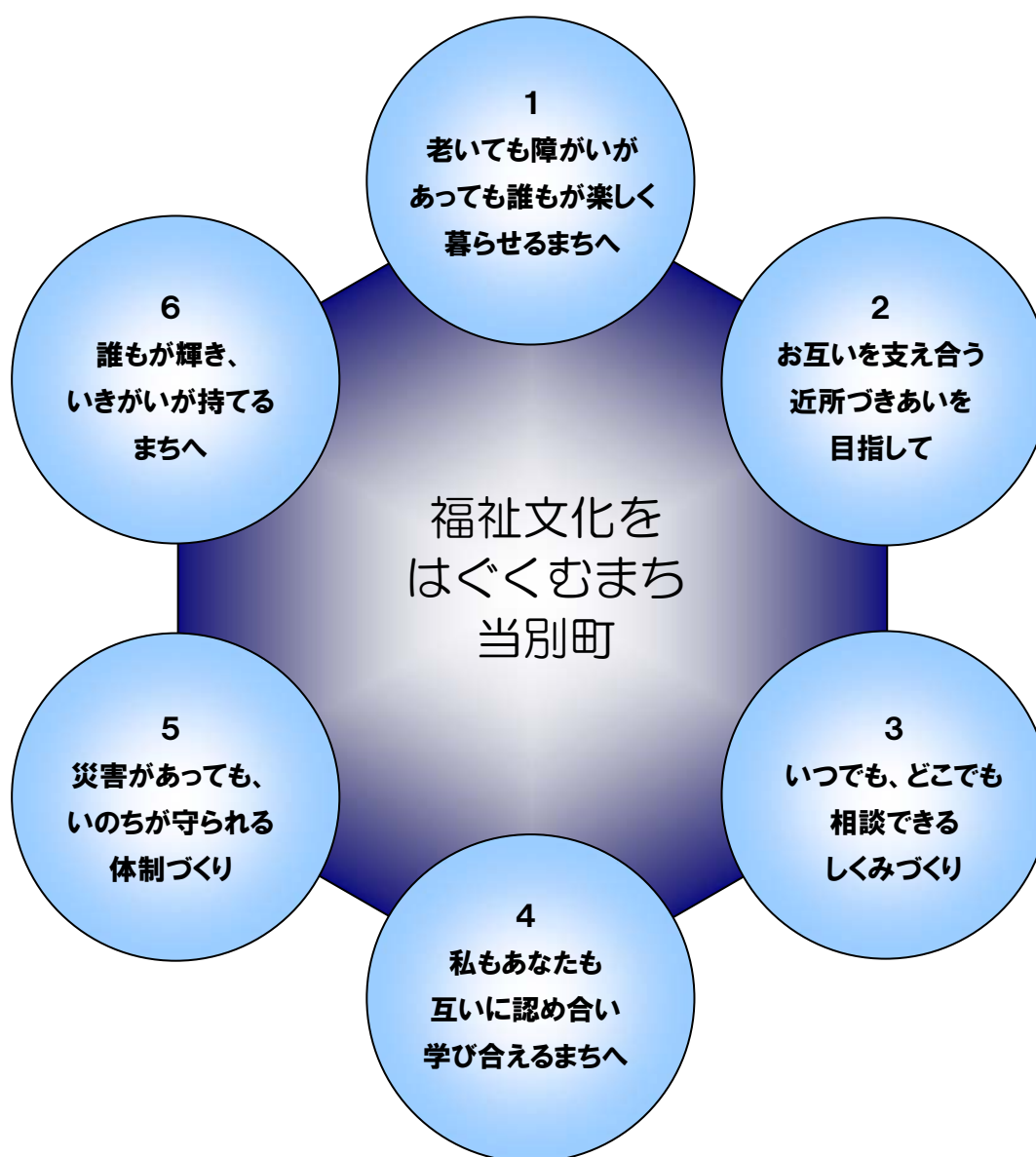
●今後、町民が取り組むべき地域活動(アンケート調査結果)



- ※1 新しい公共・・・従来の行政が中心となって取り組む各種のサービスや事業に対し、町民や自治会、あるいはNPO等の多様な担い手により公共的なまちづくり等に取り組みこと。
- ※2 福祉まつり・・・「地域で暮らす人々と一緒に考え行動し、それぞれの役割を担いながら地域福祉を進める」ことを基本方針に、社会福祉協議会の主催により、平成18年度より開催している。
- ※3 ふくしのまちづくり勉強会・・・「①あらゆる視点からまちづくりを考え、あらゆる視点からふくしを考え、②高齢者、障がい者、若者、子どもたちなど誰にとっても暮らしやすいまちづくりを目指す」ことを目的に障がい者総合相談支援センターnanakamado(ななかまど)と地域包括支援センターとが事務局となり、平成21年度より開催している。

1. 重点施策

本計画の重点施策として、次の6つを掲げ、行政・住民・民間等、地域が一体となり、計画の基本理念を実現していくための取り組みを行ってまいります。



## 1 老いても障がいがあっても誰もが楽しく暮らせるまちへ

住み慣れたまちに、いつまでも住み続けたいと思うのは、誰もがもつ願いです。

それを実現するためには、住民みんなが福祉に関心を持ち、他人ごとと考えずに支えが必要な人へのやさしい心配りとともに、どんな人でも支障なく生活できるユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していくことが大切になります。

また、すべての人が自立した生活ができるように、いきがいを持って働ける機会や場所を確保し、暮らしやすい環境を整備していくとともに、支援が必要な人に対しては、本人の尊厳を守る各種制度の利用を推進していくことが必要となります。

老いても障がいがあっても住み慣れたまちでよりよく暮らせるように、様々な局面で支えるしくみを強化していきます。

### ■町民アンケート調査より

- ・20年以上住んでいる人が6割で、その半分以上は65歳以上である。住み慣れた町に住んでいる人が高齢化して来ている。
- ・定住意向では「住み続けたい」という方が6割を超えている。
- ・65歳以上の方で、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を知っている人は2割弱である。

### ■関連施策

**利用者の権利を守るシステムづくり** 《基本目標2の(4)》

#### ○日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度の利用促進

- ・日常生活に不安のある人が地域で自立した生活を送れるように、社会福祉協議会を窓口とした日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を推進します。
- ・成年後見制度について周知を図り、地域包括支援センターや障がい者総合相談支援センターにて相談・支援します。
- ・利用者が必要となったときに手助けできるように、住民に広く事業・制度の周知を図り、また、人権擁護等の問題に総合的に対応できる拠点の設置を目指します。

**利用者の目線に立った地域で暮らすしくみづくり** 《基本目標2の(5)》

#### ○ユニバーサルデザインによるまちづくり

- ・誰もがまちの中で不自由なく社会生活が営めるように、限られた財源の中で効果的な事業推進を図るため、行政と民間が連携し、ユニバーサルデザインにもとづく地域づくりを推進します。
- ・民間企業等に対し、ユニバーサルデザインについての意識啓発に努めます。

#### ○社会参加を促進する移動手段の確保・充実

- ・高齢者や障がい者等でも、日常生活を送るうえで支障がないように移動手段の確保ができるようなコミュニティ型輸送システムなどのあり方について検討を進めます。

#### ○いつまでも住み続けられる住環境の整備

- ・誰もが住み慣れた地域でいつまでも住み続けることができるよう、NPO法人ゆうゆうが進めている重度の障がい者のケアホーム・グループホームの創設など、関係団体が連携して住環境の整備・充実に努めます。
- ・冬場の降雪による生活環境の変化に対して、地域とともに、高齢者や障がい者でも暮らしや

すい環境となるよう支援します。

#### ○自立支援と就労支援の強化

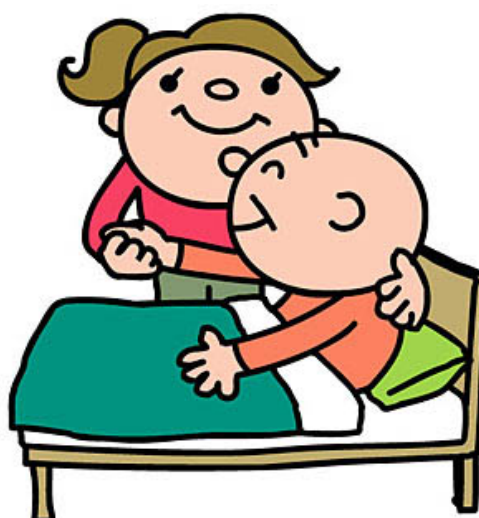
- ・自立に向けた意思を尊重し支援するため、就労の場を探すとともに、それぞれにあった就労の場を創るという発想に立った取り組みを推進します。
- ・シルバー人材センター、共生型地域オープンサロンや共生型コミュニティ農園のさらなる活用を進めます。

#### ○当事者同士の支援のしくみづくり

- ・高齢者・障がい者・子育てをしている人同士で相談したり、手助けできる場としてのサロンづくりや運営を支援します。
- ・社会福祉協議会が行う「ふれあい・いきいきサロン」と NPO 法人ゆうゆうの行う「ごちゃまぜサロン」等の活動をさらに強化・連携していきます。
- ・現在の空き住宅や空き店舗等の、有効に活用により社会資源<sup>※1</sup>の開発を推進し、地域の活性化を図ります。

#### ■ 目標等

指標事項等	現状	計画
	平成 22 年度	平成 28 年度
当別町での定住意向の割合	62.9%	70.0%



---

※1 社会資源・・・福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団等々の総称



## 2 お互いを支え合う近所づきあいを目指して

“向こう三軒両隣”という言葉があるように、近所づきあいは地域のコミュニティづくりにおいてもっとも基本となるものです。

当別町においては、町内会を中心に地域で支え合いの活動に取り組んでいますが、近年町内会に入らない世帯や町内会活動に参加しない住民が増え、昔と比べて近所づきあいが希薄になってきており、民生委員・児童委員や福祉委員の活動にも支障をきたす恐れがでてきています。

お互いが支え・支えられるというお互い様の意識のもと、みんなで助けあい、地域全体で見守ることが孤立した人をつくらないまちづくりを進めるうえで重要となります。

また、近所づきあいのきっかけを与えてくれる交流の場をつくっていくことや、住民一人ひとりの福祉に対する意識を高めることも必要です。

地域福祉を考えるうえで町内会はもとより、社会福祉協議会や地域包括支援センター等関係機関とがさらに協働・連携し、身近な地域でお互いの顔がみえる関係をつくりあげていくことが大事であり“昔ながらの長屋の付き合い”を再構築していくしくみづくりに努めます。

### ■町民アンケート調査より

- ・地域福祉を考えるうえで、行政のみならず地域や住民が協力していく方が良いという考えをもっている。
- ・現在行っている地域活動等のうち一番多いものは、町内会・自治会活動である。
- ・半数以上の人が、もっと親密な近所づきあいをしたいという思いをもっている。

### ■関連施策

地域コミュニティにおける福祉活動の活性化 《基本目標3の(2)》

#### ○町内会活動の充実・支援

- ・町内会における各役員間の連携等を促進するなど、困っている人を周囲の人がみんなで支え合い、助け合う、地域の実情に沿った見守りや町内会活動となるよう支援します。また、町内会と各種関係機関・団体との横断的な連携体制づくりを促進します。

#### ○地域コミュニティの中からの要支援者の発見

- ・引きこもり・閉じこもりや、家庭内暴力、虐待等、見えない要支援者を地域コミュニティの中から発見し、要支援者の情報が集まるしくみを整備します。

#### ○地域における見守り体制づくり

- ・向こう三軒両隣といったご近所同士、隣同士の住民による見守りや、地域で支えることについての意識啓発を図ります。
- ・社会福祉協議会において、孤立死防止センター（仮称）の設置を検討します。

### ■目標等

指標事項等	現状	計画
	平成22年度	平成28年度
地域活動への参加の割合	43.2%	50.0%



### 3 いつでも、どこでも相談できるしくみづくり

誰かに今、自分が抱えている悩みや不満を相談することができるだけでも、一人で思い悩むことから解放され晴れやかな気持ちになることがあります。また、福祉サービスについて、ちょっとした利用のアドバイスで、サービスのより有効な活用が図られることがずいぶんあります。

しかし、現状においては、まだまだ相談やアドバイスを受けづらいとの意見も聞かれます。その解決のためには、さらに窓口を明確化し、常に情報を発信していくとともに、時には声をかけて悩みや不安を聞くことも必要となります。

また暮らしの中には、個人や地域だけでは解決できない問題や、制度と制度の谷間にある行政だけでは対応できない問題などもあります。

こうした問題に対して民間団体とNPO法人が取り組んでいます。連携をさらに強めていき解決していく必要があります。

今後さらに、身近な存在として、いつでも気軽に相談ができ、また、専門機関との連携によりすばやく必要な対策をとることができるような相談支援体制づくりをさらに強化していきます。

#### ■町民アンケート調査より

- ・日常生活において、4割以上の方が自分や家族の健康について不安や悩みを感じている。
- ・健康に関する不安や悩みを抱えている人は多いが、相談相手は家族や親戚、知人や友人などであり、相談窓口で相談する人は少ない。

#### ■関連施策

**誰もが安心して暮らせる地域づくり** 《基本目標1の(1)》

##### ○地域で育て地域で見守る体制の充実

- ・ノーマライゼーション※1という考え方を含め、福祉に対する理解の促進に努めていきます。
- ・町内会、民生委員・児童委員、福祉委員、NPO法人などとの連携を強化し、様々な交流機会を活用し、誰もが安心して暮らすという理念の共有を図ります。

**いつでも気軽に相談できる窓口体制づくり** 《基本目標2の(1)》

##### ○わかりやすく利用しやすい相談窓口の整備

- ・どの窓口でも相談等が可能となるような保健福祉の総合相談体制の確立を視野に入れた検討をしていきます。特に本人や家族を中心とした相談・支援体制の強化に努めます。
- ・健康福祉出前講座などの活用により、行政や社会福祉協議会などが地域へ赴き福祉情報を提供します。

※1 ノーマライゼーション・・・高齢者や障がい者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方

### ○窓口情報の連携によるサービス提供

- ・高齢者、障がい者、子育てをしている人などが、利用しやすいように窓口情報の連携を強め、相互が連携したサポート体制の強化を図ります。
- ・各関係機関が連携して、複合的な相談に対しても支援がスムーズに行えるワンストップ型窓口体制の整備を検討します。

### 効果的な福祉情報の提供 <基本目標 2 の(2)>

#### ○当事者が発信する情報を受けとめる体制づくり

- ・自立支援協議会や地域ケア会議等の場を利用し、当事者自身が、必要とする情報が十分に公表されているかなどの意見等を発信することで、福祉施策に参画できる体制づくりを進めます。

### 地域福祉の拠点の充実と利用促進 <基本目標 3 の(1)>

#### ○関連機関との情報連携と拠点整備

- ・社会福祉協議会、地域包括支援センター、NPO法人などの関係機関相互のさらなる情報連携を図り、地域全体としての福祉ネットワーク体制を強化します。

### ■目標等

指標事項等	現状	計画
	平成 22 年度	平成 28 年度
「相談支援体制づくり」への満足度	19.5%	25.0%

## 4 私もあなたも互いに認め合い学び合えるまちへ

福祉に関して学ぶということは、お互いを認め合い、相手の立場になってものごとを考えることを学ぶことであり、結果として、誰かに支援をすることに繋がっていくものです。

特に小・中学生の時期に福祉教育を行うことは、大人になった時の地域活動を担う人材を育成することにも繋がっていきます。

また、そこで学んだことは人の生涯にわたる生き方や、みんなで地域の幸せを築いていくという面において、おおいに影響していきます。

当別町では、社会福祉協議会で行っている青少年を対象としたワークキャンプの実施や、行政に限らず多くの関係団体と連携した健康福祉出前講座の開催、そして「福祉まつり」や「ふくしのまちづくり勉強会」などのイベントを通じて、学ぶ機会の提供に努めています。

今後も、各種行事や講演会の開催などにより福祉教育・生涯学習の面で住民みんなが学び合う場づくりを積極的に行っていきます。

### ■町民アンケート調査より

- ・福祉教育の推進に対する重要度は高いものの、さらなる推進を望む声が多い。

### ■関連施策

**福祉教育・生涯学習の推進** 《基本目標1の(3)》

#### ○みんなで学び合う教育機会の充実

- ・学校教育の中で、個人の尊重、命の尊厳、いたわり合いの大切さ等について、みんなで考え、みんなで学び合う教育機会の充実を推進します。
- ・現在、社会福祉協議会で行っている高齢者や障がい者の疑似体験や、青少年のワークキャンプ、NPO法人ゆうゆうで行っている高齢者や障がい者について学ぶ授業など、多くの団体が様々な福祉教育を行っており、今後もさらにバリエーションを増やした福祉教育の継続的な推進に努めます。
- ・家庭や地域での人権や福祉に関して考える場や機会の確保に努めます。

#### ○個性や能力を活かす生涯教育の推進

- ・生涯学習の一環として、一人ひとりの個性や能力を活かし、社会貢献や支え合いについて学んでいけるような環境を整えていきます。

### ■目標等

指標事項等	現状	計画
	平成22年度	平成28年度
「福祉教育の推進」への満足度	13.3%	20.0%

## 5 災害があっても、いのちが守られる体制づくり

現在、全国的に、地震や最近非常に多くなっている局地的な異常気象の発生による災害などにより、緊急避難をしなければならない事例が多くなっています。

当別町においても例外ではなく、豪雨等による河川の氾濫や活断層の活動による地震などの災害が心配されているところです。

当別町では、平成19年度より民生児童委員協議会において要援護者台帳の作成、更新等を行ってきていますが、その情報の共有や利用の拡大について、さらなる検討が必要となっています。

また、東日本大震災や阪神淡路大震災において、救助された方の多くは地域の人達の助け合いにより救われており、これは、普段の近所づきあいや見守りが、災害時には速やかな救助へと繋がることを示しています。

今後は、災害時に援護を必要とする方の情報のあり方を検討・整備し、また、災害時等においても地域で助け合いがスムーズに行えるような支援のしくみづくりや福祉避難所の整備・拡充を推進していきます。

### ■関連施策

災害時要援護者への支援体制の整備 《基本目標1の(2)》

#### ○要援護者に係る情報の把握及び共有体制

- ・災害時に援護を必要とする方の情報を整理するとともに、個人情報問題に対しては十分配慮した中で、関係機関との共有体制のあり方について検討・整備します。

#### ○避難支援の体制づくり

- ・災害が起きたとき要援護者の避難について、避難支援プラン、災害時要援護者支援マニュアル等の計画を策定し、避難支援体制を整えます。
- ・福祉避難所の整備を行い、応急対応分の介護用品や衛生用品など、資機材等の充実に努めます。
- ・災害が起きたときに、効率よくボランティアの受け入れ等ができるよう、社会福祉協議会を中心とした災害ボランティアセンターの設置体制づくりをします。

### ■目標等

指標事項等	現状	計画
	平成22年度	平成28年度
避難支援プラン等の策定	未策定	策定済
福祉避難所の整備等	未整備	整備済

## 6 誰もが輝き、いきがいが持てるまちへ

住民一人ひとりが、尊厳といきがいをもち、幸せな暮らしをおくるためには、各個人の努力（自助）とともに、地域で支えたり（互助・共助）、行政がバックアップしていくこと（公助）が必要となります。

ボランティア活動は、単に誰かを支援をするということだけではなく、自分にとっても人との交流の機会をつくり、いきがいの発見にもつながることになります。

また、ボランティアとしての社会参加は、共に地域を創っていくという考えのもと、まちづくりへの協働という、大きな社会的意味を持つものです。

共に同じ地域社会で暮らし、共に自らのステージで輝くことができるよう、住民・行政・関係機関が一体となった取り組みをさらに強化し、“福祉文化をはぐくむまち”にふさわしい支援の輪を広げていきます。

### ■町民アンケート調査より

- ・65歳以上の人では、「友人や知人とのつきあいがいきがい」と感じている人が一番多い。
- ・ボランティア活動等の地域活動に参加していない人の4割が、時間的な余裕がなくてできないとしている。

### ■関連施策

**町民の誰もが主役になれるしくみづくり** 《基本目標4の(1)》

#### ○誰もがいきがいをもち、輝けるしくみづくり

- ・シルバー人材センターを活用した高齢者の社会参加や、障がい者のその特性に応じた社会参加のしくみづくりなど、みんながそれぞれの役割の中で社会貢献をすることにより、いきがいをもち、輝くことができるしくみづくりを推進します。

#### ○ボランティア、自主サークル等の育成・支援

- ・ボランティア団体や学生ボランティア、自主サークル等の各団体の横の繋がりを強化するとともに、参加者が増加するよう広報等の活動を促進し、組織強化の支援を図ります。
- ・ボランティア活動の楽しさを知ってもらい、ボランティアへの参加が少ない年代・性別の方が無理せずに参加し活動できるような環境をつくります。
- ・子育てサークルなどを支援し、助け合いながら子育てができる地域づくりに努めます。
- ・ボランティア活動の中心となっている共生型地域福祉ターミナルにおいて、さらなる努力のもとボランティアの育成やボランティア活動の推進に力を入れ、ボランティア人口の拡大に取り組んでいきます。

**社会福祉協議会とつくる福祉のまち** 《基本目標4の(2)》

#### ○ボランティアセンター機能の充実

- ・社会福祉協議会が設置・運営するボランティアセンターの機能の充実を図るとともに、関係団体・機関との連携強化に努めます。

■目標等

指標事項等	現状	計画
	平成 22 年度	平成 28 年度
地域活動におけるボランティア活動の割合	9.6%	15.0%
ボランティアセンター登録者数	1,044 名	1,600 名



## 2. 町民・福祉事業者・町それぞれの役割

### 町民の役割

町民一人ひとりが、地域を構成する一員であることを認識し、自らが暮らす地域に目を向けるとともに、地域住民同士がお互いに助け合い、支え合う、共に生きる社会の大切さについて理解を深めることが求められます。

日頃から地域での交流やふれあいを促進し、地域福祉の担い手として、身近なところで何ができるのかを考え、共に支え合いながら、自主的な地域活動を通じて地域福祉に対する意識を高めていくことが期待されます。

### 福祉事業者（福祉関係機関・団体を含む）の役割

地域社会の一員であり福祉サービスを供給する主体として、町民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、良質なサービスの提供、サービス利用者の保護、サービスの自己評価・第三者評価や情報提供、地域社会との積極的な交流に努めることが求められます。

また、企業は高齢者や障がい者などの就業機会の拡充に取り組むとともに、地域でのボランティア活動などに取り組むことで、地域社会への貢献が期待されます。

### 町の役割

これまで町が中心となって取り組んできた福祉サービスの提供は、今後とも、実態とニーズに即して着実に推進を図っていくことが求められます。地域福祉の円滑な推進のためには、町民がその担い手となった主体的、積極的な取り組みが重視されるため、町民の地域福祉活動に対して助言等の支援のほか、積極的な支援に関わっていきます。

また、町民及び福祉事業者の地域福祉に関する活動に対し、その自発性を尊重するとともに、町民が主体的に地域活動に参加できるよう、多様な参加機会や情報の提供などを行います。

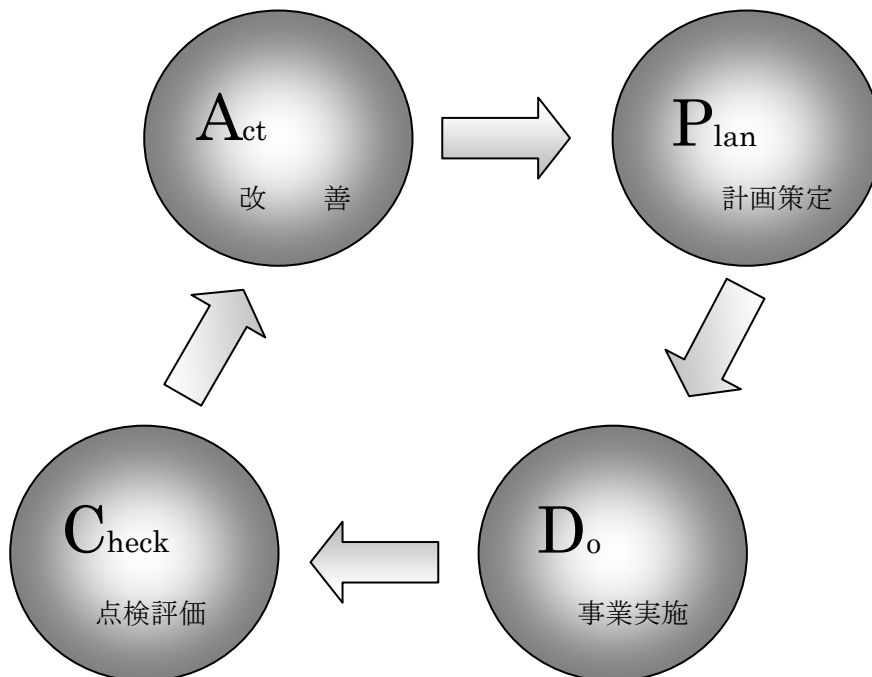
さらに、町民、地域団体、ボランティア団体、NPOなどの地域福祉活動、地域づくり・まちづくりへの参画のしくみづくりを進めるとともに、これらの団体等との協働・連携体制をさらに整備し、総合的な地域福祉ネットワークの構築を目指していきます。

### 3. 地域福祉の進み具合の評価

本計画は「当別町地域福祉計画策定委員会」が中心となり、町民や各種関連団体等に対するアンケート調査やヒアリング調査、町民セミナーや町民シンポジウムでの意見等を踏まえ、町民の目線に立った計画づくりに取り組んできました。

次年度以降の展開としては、「P・D・C・A」\*1の考え方に基づき、計画の進捗状況を随時評価するとともに、必要な見直しを行い、そして福祉を取り巻く環境や制度の変化に対応するために新たな展開を検討し、次期計画に反映させていきます。

#### ● P・D・C・Aの考え方



---

※1 P・D・C・A・・・Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）を繰り返して行って事業を推進していく考え方。





# 資料編

## 1) 当別町地域福祉計画策定経過

年月日	内容
平成22年4月1日	委嘱状交付
平成22年5月25日	平成22年度 第1回当別町地域福祉計画策定委員会 ・委員長及び副委員長の選出 ・第2期当別町地域福祉計画の策定にあたって(ビデオ視聴含む) ・策定スケジュールについて ・アンケート調査について
平成22年6月30日 ～平成22年7月15日	当別町地域福祉計画アンケート ・配布数1,000部 回収数375件 回収率 37.5%
平成22年11月15日 ～平成22年11月16日	福祉関係団体等へのヒアリングの実施
平成22年12月17日	平成22年度 第2回当別町地域福祉計画策定委員会 ・アンケート調査の結果報告について ・ヒアリング調査の結果報告について
平成23年3月9日	地域福祉町民セミナー(第1回) ・講演テーマ:地域福祉のまちづくりについて ・参加者 73名
平成23年5月13日	平成23年度 第1回当別町地域福祉計画策定委員会 ・前回計画の進捗状況について ・基礎調査資料の報告について
平成23年7月21日	平成23年度 第2回当別町地域福祉計画策定委員会 ・重点を置く施策について ・地域福祉町民セミナー(第2回)について
平成23年9月26日	平成23年度 第3回当別町地域福祉計画策定委員会 ・第2期の施策体系について ・重点施策について
平成23年11月8日	平成23年度 第4回当別町地域福祉計画策定委員会 ・計画骨子の重点施策(案)について
平成23年11月16日	町民シンポジウム【地域福祉町民セミナー(第2回)】 ・シンポジウムテーマ:“福祉文化をはぐくむまち当別町” をデザインする ・参加者 116名
平成23年12月6日	平成23年度 第5回当別町地域福祉計画策定委員会 ・第2期当別町地域福祉計画<計画骨子案>について
平成23年12月15日 ～平成24年1月16日	第2期当別町地域福祉計画<計画骨子案>についての パブリックコメント(意見公募)
平成24年1月30日	平成23年度 第6回当別町地域福祉計画策定委員会 ・第2期当別町地域福祉計画<計画案>について

平成24年2月23日	平成23年度 第7回当別町地域福祉計画策定委員会 ・計画最終案の決定
------------	---------------------------------------

## 2) 当別町地域福祉計画策定委員会の設置

この計画の策定にあたり、福祉ニーズを的確に把握し、町民の主体的意見の反映が重要であることから、学識経験者、一般町民、関係町民組織等の代表者13名により構成される策定委員会を設置し、計画の検討を行ってきました。

### ① 当別町地域福祉計画策定委員会名簿

	氏名	所属団体名	区分	備考
委員長	横井 寿之	社会福祉法人当麻かたるべの森	福祉関係者	
副委員長	大原 裕介	特定非営利活動法人ゆうゆう	学識経験者	
委員	朴 昶 勲	江別医師会当別ブロック	医療関係者	
委員	荒戸 恵子	当別町食生活改善協議会	保健関係者	
委員	倉田 八重子	当別町保健推進員	保健関係者	平成22年6月1日より
委員	鈴木 桂子	当別町民生児童委員協議会	福祉関係者	
委員	泉 亨 俊 徳	当別町社会福祉協議会	福祉関係者	
委員	安 藤 正	当別町高齢者クラブ連合会	福祉関係者	
委員	五十 嵐 潔	当別町介護者と共に歩む会	福祉関係者	
委員	三 浦 勇 吉	石狩支庁地区身体障害者福祉協会当別町分会	福祉関係者	
委員	山 下 義 則	当別町行政推進員連絡協議会	地域住民組織代表	
委員	石 川 清 美	一般町民(福祉関係者団体)	町長が必要と認める者	
委員	堀 内 教 子	一般町民(民生委員・児童委員)	町長が必要と認める者	

(任期 平成22年4月1日から平成24年3月31日まで)

## ② 当別町地域福祉計画策定委員会設置要綱

○当別町地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成22年当別町訓令第4号）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、当別町地域福祉計画の策定、推進等を図るため、当別町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 関係計画との調和及び整合性に関すること。
- (3) その他地域福祉計画に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者から町長が委嘱する14名以内の委員で組織する。

- (1) 医療、保健及び福祉関係者 9名以内
- (2) 地域住民組織の代表者 1名
- (3) 学識経験者 1名
- (4) その他町長が必要と認める者 3名以内

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員会は、必要に応じて関係者を出席させ、意見を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 3) 当別町地域福祉計画アンケート調査及びヒアリング調査の実施

町民の生活状況及び地域活動や福祉に対する意見を聞き、計画策定の基礎資料とするため、20歳以上の町民から無作為に1,000名を対象として選りアンケート調査を実施し、そのうち375名の方から回答がありました。

また、町内の福祉関係団体及び行政等の関係機関に対して、ヒアリング調査をしました。

#### ① 当別町地域福祉計画アンケート調査集計結果

調査期間	平成22年6月30日～7月15日
配布数	1,000部
回収数	375件
回収率	37.5%
有効回答数	375件

#### ② ヒアリング結果の概要

町内の福祉関係者団体及び行政等の関係機関に対して行ったヒアリング結果から、以下のような課題が抽出されました。

##### ① さらなる“福祉文化”の推進

当別町は、行政の取り組みも、住民の福祉活動への参加も積極的であると評価されており、現計画で掲げた「福祉文化をはぐくむまち当別町」の形成に向けた着実な歩みにあります。今後、さらに推進していくためには特に次の点が課題としてあげられています。

- ▼行政内部の横の繋がり強化
- ▼町内会の福祉への理解と協力
- ▼福祉と教育のさらなる連携強化
- ▼地域内コミュニケーションの促進

##### ② きめ細やかな福祉サービスの充実

当別町は、街中と周辺部では生活や就労形態の違いがみられます。また、従来見過ごされてきたような新たな障がいも顕在化しています。より質の高い福祉を目指すためには次のような点が課題としてあげられています。

- ▼地域特性や実情に即した福祉サービスの展開
- ▼年齢別や障がい内容別に対応したこまやかな福祉対策の検討
- ▼障がい者手帳を保持していない人たちへの支援のあり方
- ▼ワンストップ型の窓口体制の確立
- ▼利用者の目線にたった、ハード・ソフトの整備のあり方
  - ・高齢者でも障がい者でも自由に動ける「足（交通）」の確保
  - ・生活の基盤となる「住まい・居住環境」の確保

### ③ 心身の健康づくりの促進

---

当別町は、肥満系の人が多いと言われ、日常の食生活改善の必要性が指摘されています。若い時からの心身の健康づくりが、生涯現役の健康な生活を担保するものであり、次のような点が課題としてあげられています。

- ▼生活習慣病予防対策の強化
- ▼健康診断の出先機関として位置づけられている医療機関としての病院との連携強化

### ④ 福祉情報の共有化

---

近年、個人情報保護の問題とも関係して、要支援者の情報が必ずしも共有化されていない状況がみられます。また、各団体や機関が把握している情報が十分に地域内で活用されていない現状もみられます。地域全体で支え合いの体制をつくっていくためには、適切な情報の共有化が重要であり、次のような点が課題としてあげられています。

- ▼“命を守る”という観点からの情報の共有化のしくみづくり
- ▼各種福祉団体の横の繋がり強化

### ⑤ 子育て環境の充実

---

少子高齢化は、当別町においても確実に進行しており、“安心して産み育てられる環境づくり”は強く求められています。そのためには次のような点が課題としてあげられています。

- ▼女性の働く場の確保と、子どもを預けられる場の確保
- ▼いじめ対策の観点からの子ども同士のコミュニケーションづくりの対策
- ▼発達障がいに対する早期発見と早期治療の対策

### ⑥ 働く世代(中堅層)の社会参加と、働く世代への福祉対策

---

これまでの福祉対策はどちらかというと「子どもと高齢者」に焦点が当たっていました。しかしながら、子育て問題を含め、地域全体の活力を高めるためには、働く世代への福祉という点も重要になり、次のような点が課題としてあげられています。

- ▼働く世代が地域福祉活動へ積極的に参加できるしくみづくり
- ▼働く世代（若いお母さん等も含め）へのボランティア支援のあり方の検討

### ⑦ 高齢者・障がい者を支える支援団体の強化と当事者自身の意識改革

---

当別町は、各種ボランティア活動が盛んであり、大学や学生等との連携も強くもたれているところが大きな特徴となっています。一方、支援団体の体力の脆弱化もみられ始めたり、当事者自身の意識が従前のままで変化がないという指摘もなされています。要支援者を直接的に支えていく団体を強化していくために、次のような点が課題としてあげられています。

- ▼支援団体への若い人の参入促進
- ▼団体活動を支えるための場の確保や資金等運営面の強化
- ▼当事者の意識改革

## ⑧ 高齢者社会におけるまちづくりのあり方

2015年問題（団塊の世代がすべて65歳以上になる時期）とも言われるように、今後元気な高齢者がかなりの数で地域デビューをするという状況となります。このような状況に対し、次のような点が課題としてあげられています。

- ▼元気な高齢者の社会参加や新たな就労の場づくり
- ▼地元商店街活性化と合わせた“買い物難民”対策

### 【ヒアリング調査を実施した福祉関係団体及び行政等の関係機関一覧】

行政の担当部門	関係者団体部門
<input type="checkbox"/> 要援護者担当～福祉係 <input type="checkbox"/> 保健・医療担当～保健サービス係 <input type="checkbox"/> 高齢者福祉担当～介護サービス係 <input type="checkbox"/> 障がい者福祉担当～障がいサービス係 <input type="checkbox"/> 子育て担当～子ども係・子育て支援係 <input type="checkbox"/> 教育委員会～学校教育係・社会教育係 <input type="checkbox"/> 都市計画（建築担当）～土木係・建築係・都市づくり係 <input type="checkbox"/> 就労・就業担当～商工係 <input type="checkbox"/> 特定健診担当～国保・後期高齢者医療係 <input type="checkbox"/> 災害担当～総務係 <input type="checkbox"/> 町内会担当～町民生活係	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 高齢者クラブ連合会 <input type="checkbox"/> 身体障害者福祉協会当別町分会 <input type="checkbox"/> 介護者と共に歩む会 <input type="checkbox"/> かすみ草の集い <input type="checkbox"/> 友遊会 <input type="checkbox"/> ねこやなぎの会 <input type="checkbox"/> ボランティア連絡協議会 <input type="checkbox"/> 民生委員等福祉関係者（民生児童委員協議会・保健推進員代表者・食生活改善協議会代表者） <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> NPO法人当別町青少年活動センター ゆうゆう24（現NPO法人ゆうゆう）



#### 4) 地域福祉町民セミナー等の開催

地域福祉について共に考えていただくきっかけづくりとして、講演や各種団体からの活動報告等による町民セミナーと町民シンポジウムを計2回開催しました。

##### ① 町民セミナー

開催日時：平成23年3月9日（水） 18:00～20:00

開催場所：当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」多目的ホール

講師：愛知県半田市社会福祉協議会 加藤 恵 氏

講演テーマ：地域福祉のまちづくりについて

参加者数：73名

# これからの「福祉」の話をしよう

## 地域福祉町民セミナー

### 講演テーマ：地域福祉のまちづくりについて

### 講師：愛知県半田市社会福祉協議会

## 加藤 恵 氏

### 平成23年3月9日（水）18時より

### 場所：当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」

主催 当別町地域福祉計画策定委員会

共催 当別町

講師 加藤 恵 氏の略歴：

2004年に社会福祉法人「むそう」を立ち上げ、2008年に半田市の社協に入社し障がい者相談支援センター センター長就任。以後、障がい者保健福祉計画や地域福祉計画など多くの計画の策定に携わり地域福祉に大きく関わる。

詳しい情報は当別町HPにて。

<http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/>

問い合わせ先：当別町福祉部福祉課福祉係（☎0133-23-3019）

## ② 町民シンポジウム

開催日時：平成23年11月16日（水） 17：00～19：15

開催場所：当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」多目的ホール

シンポジスト：障がい者や地域福祉の関係者の方など8名

シンポジウムテーマ：“福祉文化をはぐくむまち当別町”をデザインする

参加者数：116名

# 地域福祉計画策定に向けた町民シンポジウム “福祉文化をはぐくむまち当別町” をデザインする

障がい者や地域福祉の関係者の方などがシンポジストとなり、「老いても障がいがあっても楽しく暮らせるまち」や「お互いを支え合う近所づきあい」等について、暮らしや仕事を通じ感じていることを報告し「福祉のまちづくり」を提案します。  
誰もが安心して暮らすための工夫等について、一緒に考えてみませんか。



## 平成23年11月16日（水） 17：00～19：00

### 場所：当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」



#### ◎ ファシリテーター（進行・調整役）

- ・ 地域福祉計画策定委員会副委員長 大原 裕介 氏（NPO法人ゆうゆう理事長）

#### ◎ アドバイザー

- ・ 地域福祉計画策定委員会委員長 横井 寿之 氏  
（ゆうゆう 24 前理事長、社会福祉法人当麻かたるべの森・ギャラリーかたるべプラス施設長）
- ・ 当別町福祉部福祉課長 高取 真由美 氏

#### ◎ シンポジスト

##### ① 老いても障がいがあっても楽しく暮らせるまちへ

- ・ オープンサロン利用当事者 古場 憲幸 氏
- ・ あったかサポーター利用家族 佐々木 契子 氏

##### ② お互いを支えあう近所づきあいを目指して

- ・ 民生委員・児童委員（北栄町担当） 堀内 敦子 氏
- ・ 福祉委員（北栄町担当） 木村 美幸 氏

##### ③ いつでも、どこでも相談できるしくみづくり

- ・ ケアマネジャー 木村 晃子 氏

##### ④ 私もあなたも互いに認め合い学び合えるまちへ

- ・ 当別小学校教頭 設楽 正敏 氏

##### ⑤ 誰もが輝き、いきがいが持てるまちへ

- ・ ボランティア活動者（オリーブの会） 大口 弘美 氏
- ・ ボランティア活動者（残障者リハビリセンター） 盛田 信子 氏

※ シンポジストの発表後、参加者からご意見・ご質問を伺います。



詳しい情報は当別町HPにて。

<http://www.tom.tobetsu.hokkaido.jp/>

問い合わせ先：当別町地域福祉計画策定委員会事務局

（当別町福祉部福祉課福祉係 電話0133-23-3019）

主催 当別町地域福祉計画策定委員会 / 共催 当別町

## 5) パブリックコメント（意見公募）の実施

第2期当別町地域福祉計画策定にあたり、広く町民等の方から意見を募集するため、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

期間：平成23年12月15日（木）から平成24年1月16日（月）まで

方法：町内4公共施設を計画（案）閲覧場所に指定するとともに当別町のホームページからも計画（案）が閲覧できるようにし、文書、FAX、電子メールのいずれかで意見を公募しました。



## 第2期当別町地域福祉計画

発行 北海道 当別町

発行日 平成24年3月

編集 当別町福祉部福祉課

住所 〒061-0234 北海道石狩郡当別町西町3番地2  
当別町総合保健福祉センター内

電話 0133-25-2661

FAX 0133-25-5018

E-mail hukshi1@town.tobetsu.hokkaido.jp

URL <http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp>